

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成27年3月25日提出
【計算期間】	第4特定期間(自 平成26年6月26日至 平成26年12月25日)
【ファンド名】	高格付短期豪ドル債ファンド
【発行者名】	新光投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 後藤 修一
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【事務連絡者氏名】	上中 徹
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【電話番号】	03-6860-6440
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、追加型投信 / 海外 / 債券に属し、主として投資信託証券に投資し、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

**商品分類表**

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型  <b>追加型</b>	国内	株式  債券
	<b>海外</b>	不動産投信
	内外	その他資産 ( )  資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

**商品分類の定義**

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

**属性区分表**

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式 一般	年1回	グローバル	ファミリーファンド
大型株	年2回	日本	ファンド・オブ・ファンズ
中小型株	年4回	北米	
債券 一般	年6回（隔月）	欧州	為替ヘッジ
公債	年12回（毎月）	アジア	
社債	日々	オセアニア	あり
その他債券	その他（ ）	中南米	
クレジット属性 （ ）		アフリカ	なし
不動産投信		中近東（中東）	
その他資産 （投資信託証券 （債券 公債 高 格付債））		エマージング	
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型			

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

### 属性区分の定義

その他資産 （投資信託証券（債券 公債 高格付債））	投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券 公債 高格付債に投資を行います。
年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
オセアニア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジなし <sup>（注）</sup>	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替ヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

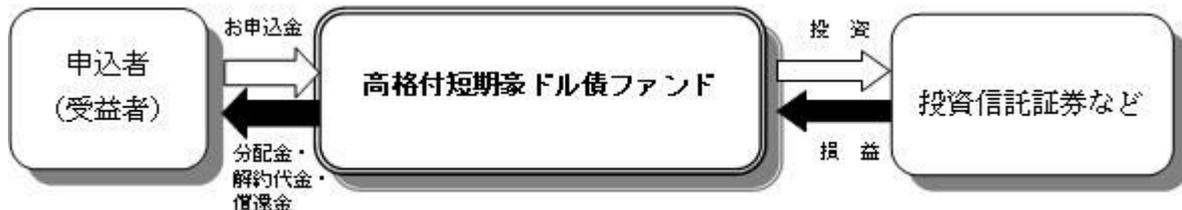
（注）属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と、収益の源泉となる資産を示す

「商品分類表」の投資対象資産（債券）とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

当ファンドは、投資対象である投資信託証券へ投資を行います。その投資成果は収益分配金、解約代金、償還金として、受益者に支払われます。



## b. ファンドの特色

### 1. 主としてオーストラリアの公社債に実質的に投資を行い、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

外国投資信託を通じて、AA - 格相当以上の長期債務格付け、またはA - 1 格相当以上の短期債務格付けを有する豪ドル建ての国債、地方債、政府保証債および国際機関債などに実質的に投資し、ポートフォリオのデュレーション<sup>\*</sup>は原則として、1年以内とする運用を行います。（ポートフォリオ状況および市況を勘案して、債券先物取引などをデュレーション調整のため活用する場合があります。）

\*デュレーション：償還だけでなく利金も考慮して計算される債券投資での実質的な残存期間をいいます。



### 2. オーストラリアの公社債の実質的な運用は、債券運用に特化したウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニーが行います。

ケイマン諸島籍の外国投資信託「シンコウAUショート・デュレーション・ボンド・ファンド」（以下「AUボンド・ファンド」という場合があります。運用：ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーフワイ・リミテッド）と国内投資信託「短期公社債マザーファンド」（運用：新光投信株式会社）を投資対象とするファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。

各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、AUボンド・ファンドの組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

AUボンド・ファンドが、償還した場合または商品の同一性が失われた場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

当ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。



## ウエスタン・アセットについて

設立：1971年

本部：ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー（米国カリフォルニア州パサデナ）

ウエスタン・アセットは、ウエスタン・アセット・マネジメント・グループを構成する世界の各運用拠点、現地法人等の総称であり、ニューヨーク証券取引所に上場する米国大手資産運用持株会社であるレグ・メイソン・インクの100%子会社です。

また、ウエスタン・アセットは、米国カリフォルニア州パサデナの米国現地法人・ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニーを本部として、その他にニューヨーク、ロンドン、東京、シンガポール、メルボルン、サンパウロに運用拠点を有する、債券（バンクローンを含む）運用に特化したグローバル運用サービスを展開する世界有数の運用会社です。

なお、ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッドは、ウエスタン・アセットのオーストラリア現地法人です。

## ウエスタン・アセットの強み

世界主要国の各債券セクターに配置された運用プロフェッショナルで構成されたグローバルな運用体制を持ち、債券市場全般にわたる幅広い専門性を強みにしています。

2014年12月末現在

## 主な投資制限

ファンドの投資制限	投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外には投資を行いません。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

## 分配方針

原則として、毎月25日（休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収益の分配を行います。



分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利息・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

分配金額は、利息収益相当と判断される額を基礎として、実質的な留保益 の水準などを考慮したうえで委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこ

とがあります。

実質的な留保益は、為替などの市況動向や運用成果により每期増減するほか、当ファンドに大量の追加設定があると希薄化して減少します。したがって実質的な留保益があっても、安定した分配を継続できるものではありません。

留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

運用状況により分配金額は変動します。

上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

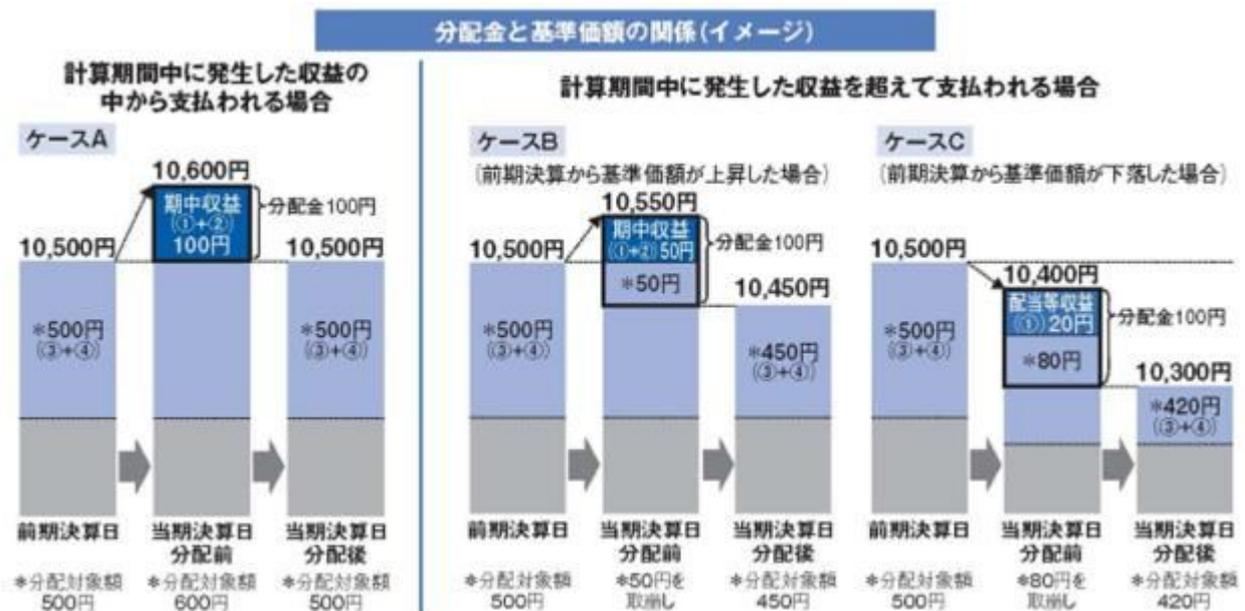
## 収益分配金に関する留意事項

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

配当等収益（経費控除後）、 有価証券売買益・評価益（経費控除後）、 分配準備積立金、  
収益調整金

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の

とおりとなります。

ケースA：分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 0円 = 100円

ケースB：分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 50円 = 50円

ケースC：分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 200円 = 100円

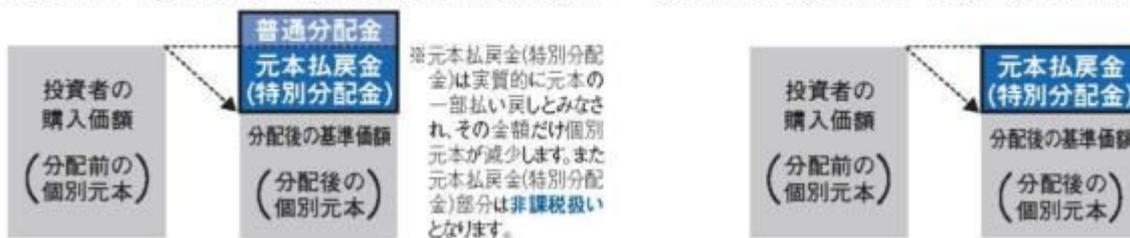
A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払い戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払い戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

### c．信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

## (2) 【ファンドの沿革】

平成24年12月11日

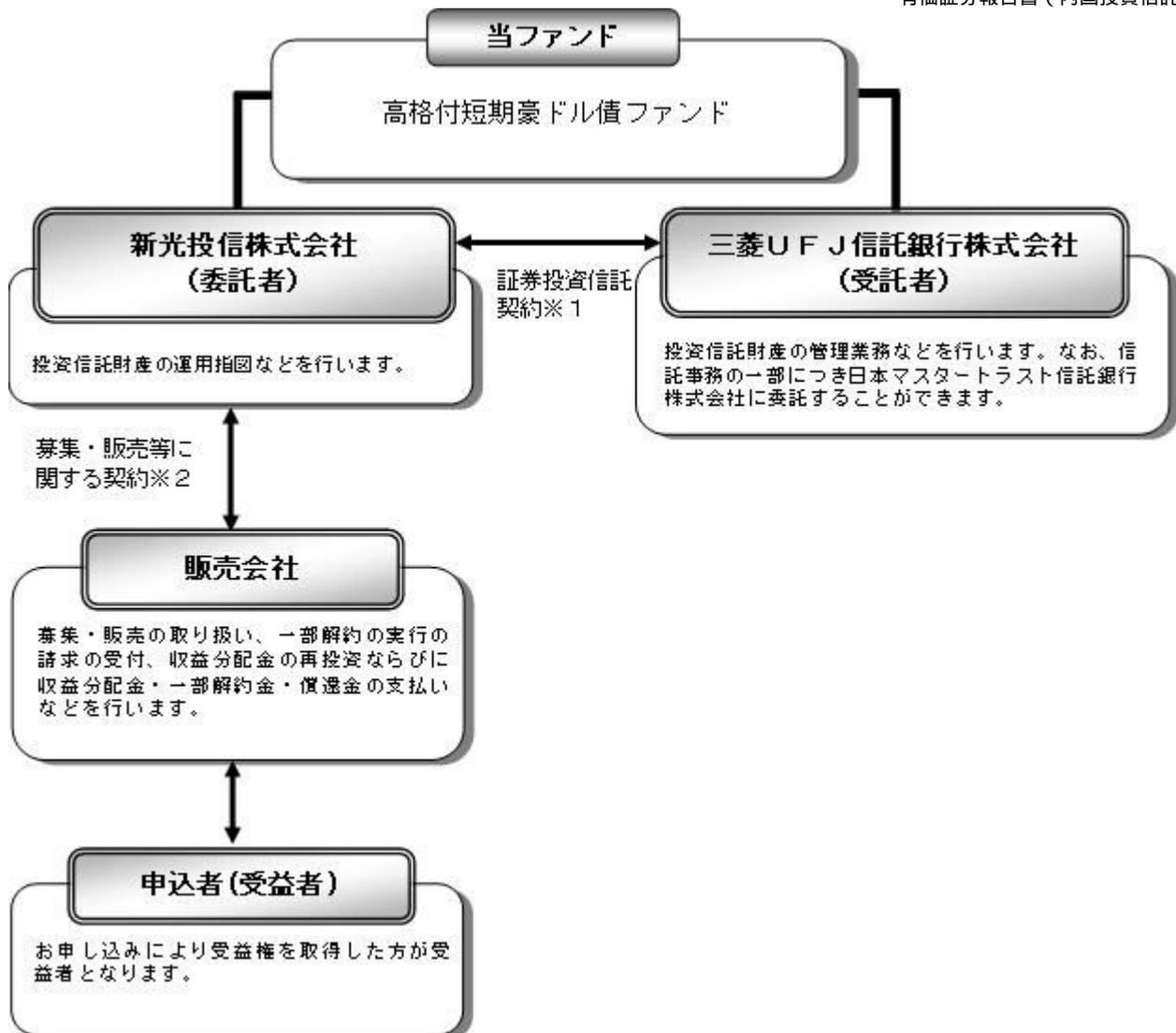
関東財務局長に対して有価証券届出書提出

平成24年12月27日

投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】

### a．ファンドの仕組み



#### 1 証券投資信託契約

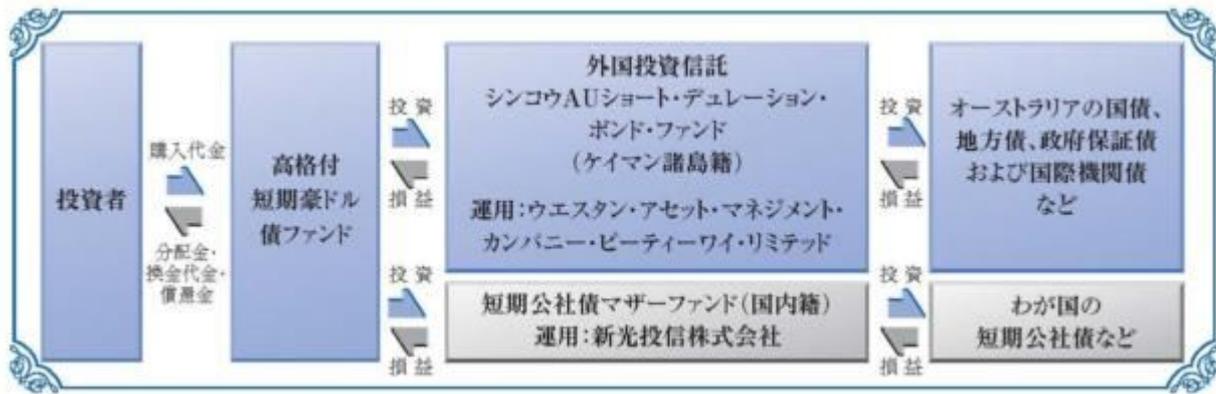
委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

#### 2 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

当ファンドの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券への投資を目的とする投資信託のことで、一般に投資対象に選んだ複数の投資信託証券を組み入れて運用する仕組みを「ファンド・オブ・ファンズ方式」といいます。



## б．委託会社の概況

### (イ) 資本金の額（平成26年12月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

### (ロ) 委託会社の沿革

昭和36年6月	大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得
昭和44年10月	新和光投信委託株式会社に社名変更
昭和61年11月	有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可
平成8年8月	投資顧問業者の登録
平成8年12月	投資一任契約にかかる業務の認可
平成9年11月	投資信託の直接販売業務の認可
平成10年12月	証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみなし認可
平成12年4月	太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更

### (ハ) 大株主の状況

（平成26年12月末現在）

株主名	住所	持株数	持株比率
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	1,396,362株	76.58%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	182,115	9.98
株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング	東京都中央区日本橋1-17-10	137,200	7.52

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### a．基本方針

当ファンドは、投資信託証券を主要投資対象として、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

#### b．運用の方法

##### (イ) 主要投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

##### (ロ) 投資態度

以下の投資信託証券を通じて、主として豪ドル建ての公社債に実質的に投資を行い、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

ケイマン諸島籍外国投資信託 シンコウAUショート・デュレーション・ボンド・ファンド Jクラス(以下「AUボンド・ファンド」といいます。)円建受益証券

内国証券投資信託(親投資信託) 短期公社債マザーファンド受益証券

各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向等を勘案して決定するものとし、AUボンド・ファンドの組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

当ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

AUボンド・ファンドが、償還した場合または約款に規定する事項の変更により商品の同一性が失われた場合は、委託者は受託者と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (八) 主な投資制限

投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外には投資を行いません。

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

#### (2) 【投資対象】

##### a. 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

##### b. 有価証券および金融商品の指図範囲等

(イ) 委託者は、信託金を、主として次の第1号に掲げる外国投資信託の受益証券および第2号に掲げる新光投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である短期公社債マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、第3号から第7号に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. ケイマン諸島籍外国投資信託 シンコウAUショート・デュレーション・ボンド・ファンド Jクラス円建受益証券

2. 証券投資信託 マザーファンド受益証券

3. コマーシャル・ペーパー

4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

5. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。)

6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

7. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行

信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号に掲げる外国投資信託の受益証券および第2号に掲げる証券投資信託の受益証券を以下「投資信託証券」といい、第5号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売り戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借り入れ）に限り行うことができるものとしします。

（ロ）委託者は、信託金を、上記（イ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

（ハ）上記（イ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記（ロ）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

## 当ファンドが投資する投資信託証券の概要

### 1．AUボンド・ファンドの概要

ファンド名	シンコウAUショート・デュレーション・ボンド・ファンド「J」クラス (以下、当概要において、個別クラスを「クラス」といいます。)
形態	ケイマン諸島籍外国投資信託/円建受益証券
運用方針	主として、豪ドル建ての高格付け債券へ投資することで、金利収入の獲得を目指す一方で、金利変動リスクを抑制した運用を行います。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、取得時点において、AA- / Aa3以上の長期債務格付けまたはA-1 / P-1以上の短期債務格付けを有する債券に投資を行います。</li> <li>・ポートフォリオの平均信用格付け<sup>*</sup>は、AA+ / Aa1（短期債務格付けを有する場合はA-1 / P-1）以上とします。</li> <li>・<sup>*</sup>平均信用格付けとは、基準日時点で投資信託財産が保有している有価証券にかかる信用格付けを加重平均したものであり、当該外国投資信託にかかる信用格付けではありません。</li> <li>・ポートフォリオの平均デュレーションは原則として1年以内とします。金利変動リスクを抑制するため先物取引などを利用する場合があります。</li> <li>・有価証券の空売りは行いません。</li> <li>・純資産総額の10%を超える借り入れは行いません。</li> <li>・原則として、流動性に欠ける資産への投資は、純資産総額の15%以内とします。</li> </ul>
決算日	12月末
関係法人	投資顧問会社：新光投信株式会社 副投資顧問会社：ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーフワイ・リミテッド 受託会社：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド 管理事務代行会社兼保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー

信託報酬等	純資産総額に対し年率0.31%程度 上記料率には、投資顧問会社、副投資顧問会社、受託会社、管理事務代行会社ならびに保管受託銀行への報酬が含まれます。ただし、これら報酬の中には取引頻度に応じた額や最低支払額が設定されているものがあるため、取引頻度や資産規模などにより上記料率を上回る場合があります。なお、最低支払額として、受託会社に対し年10,000米ドル、管理事務代行会社に対し年50,400米ドルが設定されています。また、上記に加え、名義書換代理人への報酬として別途年10,000米ドルが当該外国投資信託から支払われます。
その他の費用・手数料	監査報酬、弁護士費用および当初設定や各種届出にかかる諸費用などが当該外国投資信託から支払われます。これらは定率でないため事前に概算料率や上限額などを表示することができません。
収益分配方針	原則として、毎月分配を行います。
運用開始日	平成24年2月29日（ポートフォリオを共有する既存クラスの運用開始日。当ファンドの投資対象は、既存ファンドに追加された新規クラスです。）

## 2. 短期公社債マザーファンドの概要

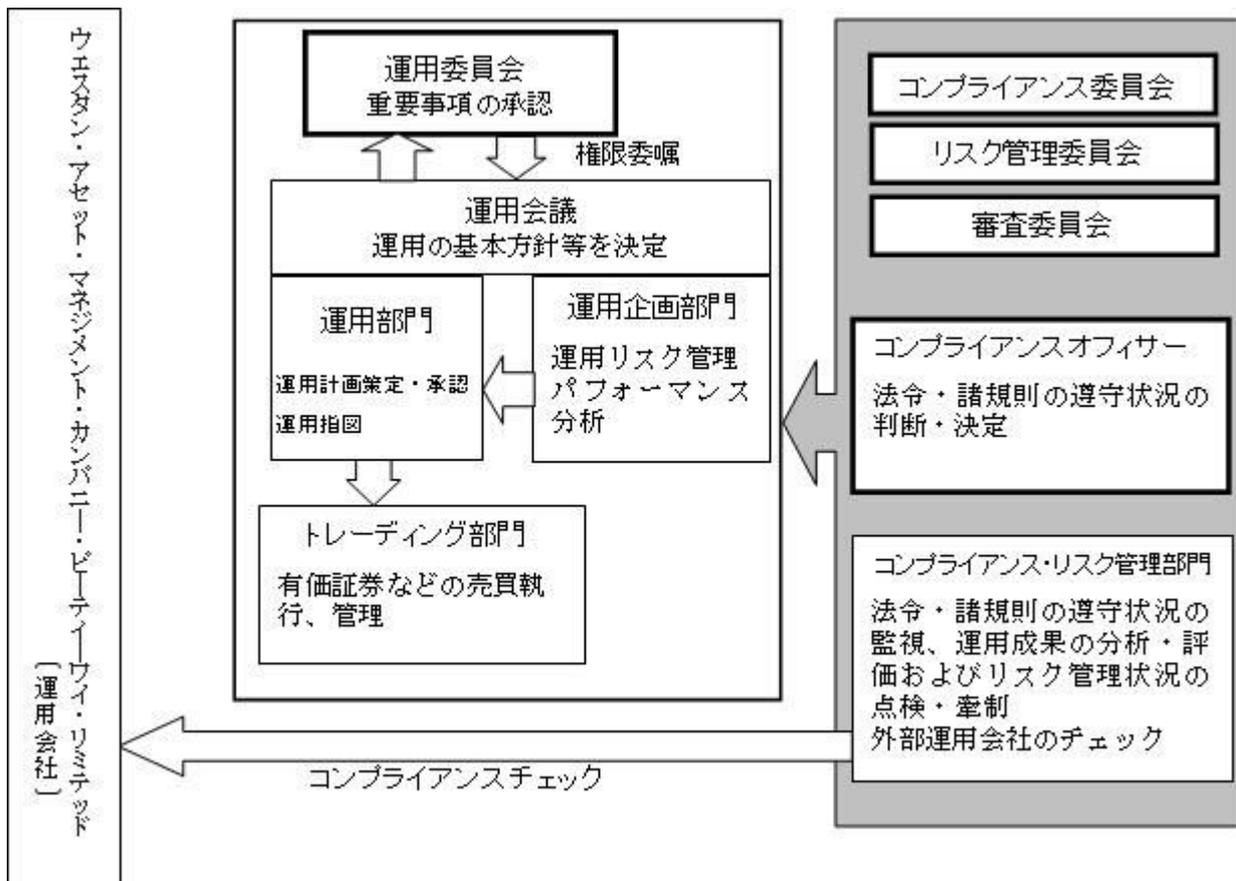
ファンド名	短期公社債マザーファンド
形態	親投資信託
運用方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>主としてわが国の短期公社債に投資し、利子などの安定した収益の確保をはかることを目的として、運用を行います。</li> <li>ただし資金動向、市況動向などによっては、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式への投資は行いません。</li> <li>外貨建資産への投資は行いません。</li> </ul>
信託期間	無期限
決算日	毎年8月22日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配方針	運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
信託報酬	報酬はかかりません。
信託設定日	平成18年5月31日
委託会社	新光投信株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

上記の各投資信託証券については、いずれも申込手数料はかかりません。

上記の各概要は、各投資信託証券の内容を要約したものであり、そのすべてではありません。また、各概要は平成27年3月25日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

### （3）【運用体制】

#### a. ファンドの運用体制



上記運用体制は、今後変更になることがあります。

#### PLAN

- ・運用委員会から権限委嘱された運用会議を運用部署全体（運用部門、運用企画部門、調査部門）で開催し、アセットアロケーションの方針等の運用の基本方針を決定します。
- ・運用担当者はこの運用の基本方針を踏まえ、運用計画を作成します。
- ・運用計画は運用調査本部長および副本部長により承認されます。

#### DO

- ・ファンドマネージャーは承認された運用計画に基づいて指図を行います。
- ・売買の執行・管理はトレーディング部門が行います。

#### SEE

- ・コンプライアンス・リスク管理部門（20名程度）は日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則の遵守状況の点検を行い、必要に応じて運用部門を牽制します。
- ・運用企画部門は日々の運用リスク等の管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行います。
- ・コンプライアンス・リスク管理部門およびコンプライアンスオフィサー（1名）は月次で開催される審査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において運用成果、法令・諸規則・約款の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行います。
- ・コンプライアンス・リスク管理部門は、投資信託証券の運用会社に対して、継続的なコンプライアンスチェックを行っております。

#### < 受託者に対する管理体制 >

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

b．運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程等を設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規があります。

(4)【分配方針】

- a．収益分配は原則として、毎月25日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。
- 1．分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。
  - 2．分配金額は、利子収益相当と判断される額を基礎として、実質的な留保益の水準などを考慮したうえで委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
  - 3．留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。
- b．投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
- 1．分配金、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  - 2．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- c．毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- d．「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して5営業日まで、受益者に支払われます。
- 「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

(5)【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

a．投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

b．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

c．公社債の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- (ロ) 借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ) 借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。
- d. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券(外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。)への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- e. 外国為替予約の指図
- 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産(外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。)について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- f. 資金の借入れ
- (イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。
- g. 利害関係人等との取引等
- (イ) 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者(第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- (ロ) 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- (ハ) 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反

しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

（二）上記（イ）（ロ）（ハ）の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

#### h. デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

### 3【投資リスク】

#### （1）ファンドのもつリスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券などに実質的に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産に実質的に投資した場合、為替相場の変動などの影響も受けます。

これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

##### a. 為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

##### b. 金利変動リスク

公社債の価格は、金利水準の変化にともない変動します。一般に、金利が上昇した場合には公社債の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

##### c. 信用リスク

公社債などの信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該公社債などの価格は下落します。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

##### d. カントリーリスク

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

##### e. 流動性リスク

有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

##### f. 特定の投資信託証券に投資するリスク

当ファンドが組み入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、当ファンドの運用成果に大きな影響を及ぼします。また、外国投資信託を通じて各国の有価証券に投資する

場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、税制が相対的に不利となる可能性があります。

g. 投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点

(イ) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

(ロ) 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。

(ハ) 投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。

(ニ) 投資した資産の流動性が低下し、当該資産の売却・換金が困難になる場合などがあります。その結果、投資者の換金請求に伴う資金の手当てに支障が生じる場合などには、換金のお申し込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた換金のお申し込みを取り消す場合があります。

(ホ) 短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。

(ヘ) 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

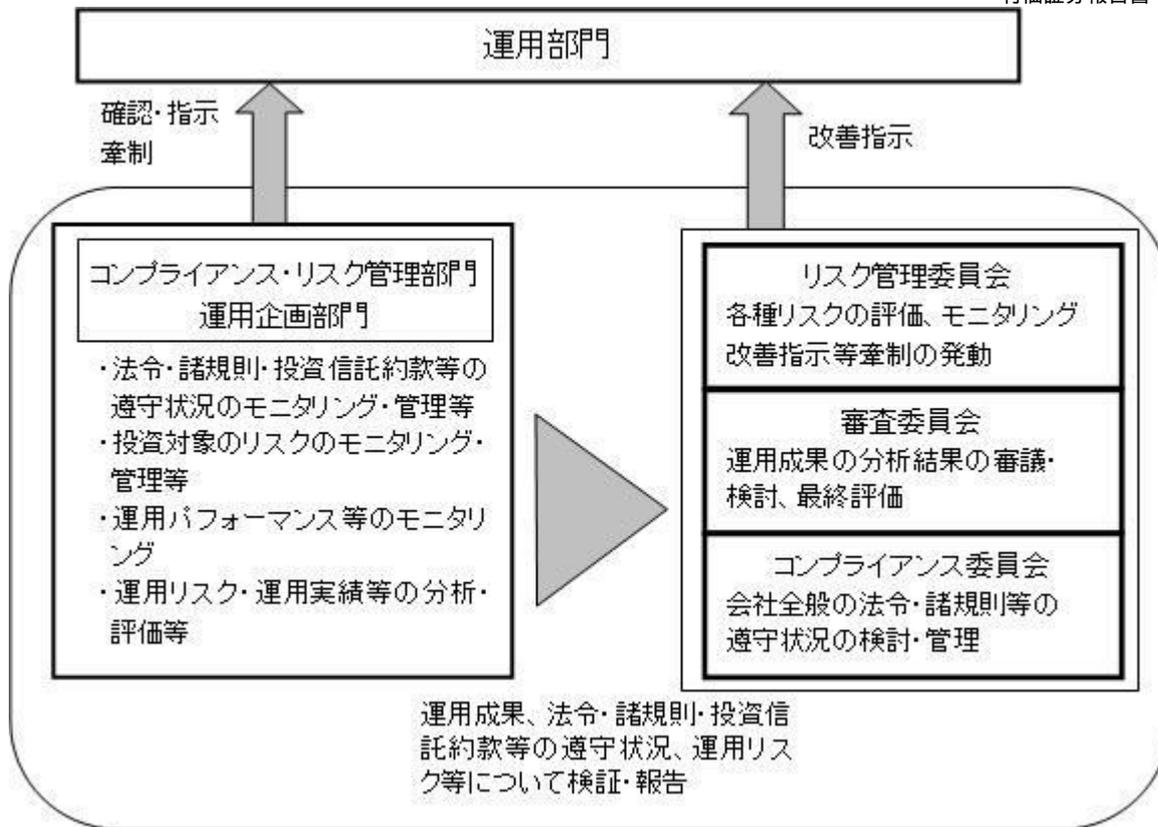
(ト) 投資信託証券には、ファミリーファンド方式で運用をするものがあります。当該投資信託証券(ベビーファンド)が投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更などによりマザーファンドの組入有価証券などに売買が生じた場合、その売買による組入有価証券などの価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。この影響を受け、当該投資信託証券(ベビーファンド)の価額が変動する可能性があります。

当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券にはファミリーファンド方式を採用している場合があり、上記のような要因で、当ファンドの基準価額が変動する可能性があります。

## (2) リスク管理体制

パフォーマンスの分析・管理 : 運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。

運用リスクの管理 : 投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。

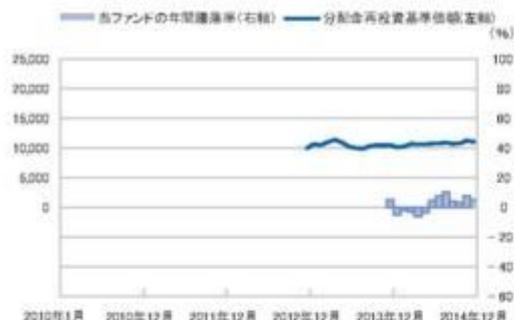


上記リスク管理体制は、今後変更になることがあります。

## &lt;参考情報&gt;

## ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2010年1月末～2014年12月末

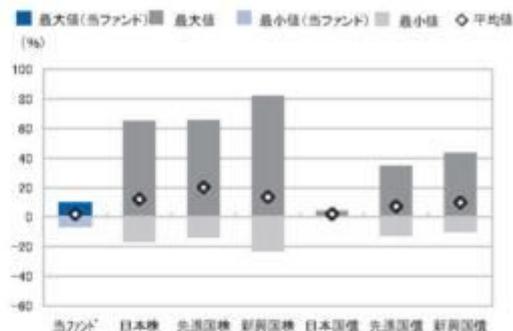


\*分配金再投資基準価額は、設定時を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。  
\*年間騰落率は、2013年12月から2014年12月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

2010年1月末～2014年12月末



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	10.1	65.0	65.7	82.4	4.5	34.9	43.7
最小値	-6.2	-17.0	-13.6	-22.8	0.4	-12.7	-10.1
平均値	2.1	12.3	20.2	13.7	2.9	7.5	10.0

\*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

\*2010年1月から2014年12月の5年間(当ファンドは2013年12月から2014年12月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

\*決算日に対応した数値とは異なります。

\*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

分配金再投資基準価額は、前引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した、理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

## 各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)  
先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)  
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)  
日本国債・・・NOMURA-BPI国債  
先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)  
新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)  
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

## 各資産クラスの騰落率について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の債権について、何らの責任も負いません。

## 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

## MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Incが開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Incに帰属します。

## MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Incが開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Incに帰属します。

## NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債、円建て外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の指標が日々公表されています。なお、NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

## シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

## JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが開発した、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用されています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、1.62%(税抜1.5%)を上限とし

て販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。商品および投資環境の説明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。当該手数料には消費税等（8%）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」<sup>1</sup>または「償還前乗り換え」<sup>2</sup>によりファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができます。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

1 「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合はいいです。

2 「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合はいいです。

## （2）【換金（解約）手数料】

ご解約時の手数料はありません。

## （3）【信託報酬等】

日々のファンドの純資産総額に年率1.026%（税抜0.95%）を乗じて得た額とします。

なお、投資対象とする投資信託証券の信託報酬を含めた実質的な信託報酬の総額は、ファンドの純資産総額に対して年率1.336%（税抜1.26%）程度となります。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産から支払われます。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

### <ファンド・オブ・ファンズの信託報酬の配分>

委託者	年率0.32%（税抜）	委託した資金の運用、基準価額の算出などの対価
販売会社	年率0.60%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書など各種書類の送付、分配金・償還金・換金代金支払などの事務手続きなどの対価
受託者	年率0.03%（税抜）	運用財産の管理、委託者からの指図の実行などの対価
投資対象とする投資信託証券	年率0.31%程度	AUボンド・ファンドの信託報酬です。短期公社債マザーファンドの信託報酬はありません。
実質的な負担 <sup>(注)</sup>	年率1.336%（税抜1.26%）程度	

（注）A Uボンド・ファンドを100%組み入れた場合の数値です。実際の信託報酬は、投資信託証券の組入状況に応じて変動します。なお、A Uボンド・ファンドの信託報酬には、投資顧問会社、副投資顧問会社、受託会社、管理事務代行会社ならびに保管受託銀行への報酬が含まれます。ただし、これらの報酬の中には取引頻度に応じた額や最低支払額が設定されているものがあるため、当該投資信託における取引頻度や資産規模などにより上記料率を上回る場合があります。なお、最低支払額として、受託会社に対し年10,000米ドル、管理事務代行会社に対し年50,400米ドルが設定されています。また、上記に加え、名義書換代理人への報酬として別途年10,000米ドルが当該投資信託から支払われます。

資産規模が比較的少額である場合は、信託報酬ならびにその他の費用・手数料のうち定率でない一部項目の負担が純資産総額比で高率となることがあります。

#### （４）【その他の手数料等】

- a . 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、監査法人に支払うファンドの監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。
- b . 投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。
- c . 証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税および資産を外国で保管する場合の費用についても投資信託財産が負担します。
- d . 当ファンドが主要投資対象とするA Uボンド・ファンドにおいても、有価証券等の売買手数料、監査報酬、弁護士費用および当初設定や各種届出にかかる諸費用などがかかります。
- e . 「その他の手数料等」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。

手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

#### （５）【課税上の取扱い】

##### a . 個人の受益者の場合

##### （イ）収益分配金の取り扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません。）・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。また、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

##### （ロ）一部解約金・償還金の取り扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

##### （ハ）損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限りま

す。）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算が

できます。

また、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うことが可能です（申告不要）。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

< 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合 >

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

b. 法人の受益者の場合

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

なお、益金不算入制度は適用されません。

c. 個別元本について

(イ) 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

(ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

(ハ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等ごとに、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

(ニ) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、「d. 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

d. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。（前述の「収益分配金に関する留意事項」をご参照ください。）

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)に関しましては非課税扱いとなります。

税法が改正された場合等は、上記「(5) 課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

### (1)【投資状況】

#### 高格付短期豪ドル債ファンド

(平成26年12月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	68,689,274	97.10
親投資信託受益証券	日本	750,884	1.06
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,294,238	1.82
純資産総額		70,734,396	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

#### (参考)短期公社債マザーファンド

(平成26年12月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	269,999,598	66.95
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		133,247,560	33.04
純資産総額		403,247,158	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

### (2)【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

#### 高格付短期豪ドル債ファンド

#### イ.評価額上位銘柄明細

(平成26年12月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	シンコウAUショート・デュレー ション・ボンド・ファンド・Jク ラス	63,873,233	1.06	68,306,035	1.0754	68,689,274	97.10
2	日本	親投資信託 受益証券	短期公社債マザーファンド	736,233	1.0199	750,884	1.0199	750,884	1.06

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨て  
ているため、合計と一致しない場合があります。

#### ロ.種類別投資比率

(平成26年12月30日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.10
親投資信託受益証券	1.06
合計	98.17

(参考)短期公社債マザーファンド

#### イ.評価額上位銘柄明細

(平成26年12月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第502回国庫 短期証券	200,000,000	99.99	199,999,810	99.99	199,999,810		2015.03.30	49.59
2	日本	国債証券	第485回国庫 短期証券	60,000,000	99.99	59,999,828	99.99	59,999,828		2015.01.19	14.87
3	日本	国債証券	第438回国庫 短期証券	10,000,000	99.99	9,999,960	99.99	9,999,960		2015.03.20	2.47

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨て  
ているため、合計と一致しない場合があります。

#### ロ.種類別投資比率

(平成26年12月30日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	66.95
合計	66.95

#### 【投資不動産物件】

高格付短期豪ドル債ファンド

該当事項はありません。

(参考)短期公社債マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

高格付短期豪ドル債ファンド

該当事項はありません。

（参考）短期公社債マザーファンド

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

高格付短期豪ドル債ファンド

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（平成25年 6月25日）	54,098,273	54,232,606	1.0068	1.0093
第2特定期間末（平成25年12月25日）	64,246,766	64,403,938	1.0219	1.0244
第3特定期間末（平成26年 6月25日）	68,506,998	68,672,464	1.0351	1.0376
第4特定期間末（平成26年12月25日）	70,335,122	70,504,227	1.0398	1.0423
平成25年12月末日	64,424,641		1.0245	
平成26年 1月末日	62,846,315		0.9853	
2月末日	64,353,102		0.9979	
3月末日	67,015,909		1.0347	
4月末日	67,057,374		1.0317	
5月末日	66,627,929		1.0215	
6月末日	68,319,634		1.0315	
7月末日	63,787,028		1.0328	
8月末日	67,854,599		1.0428	
9月末日	66,916,286		1.0229	
10月末日	67,784,682		1.0287	
11月末日	71,674,744		1.0703	
12月末日	70,734,396		1.0453	

【分配の推移】

高格付短期豪ドル債ファンド

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	平成24年12月27日～平成25年 6月25日	0.0110
第2特定期間	平成25年 6月26日～平成25年12月25日	0.0150
第3特定期間	平成25年12月26日～平成26年 6月25日	0.0150
第4特定期間	平成26年 6月26日～平成26年12月25日	0.0150

(注)各特定期間中の分配金の合計額を表示しています。

#### 【収益率の推移】

#### 高格付短期豪ドル債ファンド

期	計算期間	収益率（％）
第1特定期間	平成24年12月27日～平成25年 6月25日	1.8
第2特定期間	平成25年 6月26日～平成25年12月25日	3.0
第3特定期間	平成25年12月26日～平成26年 6月25日	2.8
第4特定期間	平成26年 6月26日～平成26年12月25日	1.9

(注)収益率は各特定期間における騰落率を表示しており、当該特定期間中の分配金合計額を加算して計算しています。

#### （４）【設定及び解約の実績】

#### 高格付短期豪ドル債ファンド

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	平成24年12月27日～平成25年 6月25日	53,733,486	0
第2特定期間	平成25年 6月26日～平成25年12月25日	10,925,426	1,789,818
第3特定期間	平成25年12月26日～平成26年 6月25日	3,519,338	201,871
第4特定期間	平成26年 6月26日～平成26年12月25日	6,817,633	5,361,982

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

#### 参考情報

## 運用実績

2014年12月30日現在

## &lt;基準価額・純資産の推移&gt; (2012年12月27日～2014年12月30日)



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。  
 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。  
 ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています

## &lt;分配の推移&gt;

2014年12月	25円
2014年11月	25円
2014年10月	25円
2014年9月	25円
2014年8月	25円
直近1年累計	300円
設定来累計	560円

※分配は1万口当たり・税引前の金額です。  
 ※分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。

## &lt;主要な資産の状況&gt;

## 組入状況

ファンド名	国・地域	通貨	純資産比率
シンコウAUショート・デュレーション・ボンド・ファンド-Jクラス	ケイマン諸島	日本円	97.10%
短期公社債マザーファンド	日本	日本円	1.06%
	合計		98.17%

## シンコウAUショート・デュレーション・ボンド・ファンドの組入上位5銘柄 (12月29日現在)

銘柄名	償還日	クーポン	種類	比率
AUSTRALIAN GOVERNMENT 4.75% 21OCT2015	2015/10/21	4.750%	国債	16.1%
QUEENSLAND TREASURY CORPORATION 6% 21OCT2015	2015/10/21	6.000%	地方債	12.9%
NEW SOUTH WALES TREASURY CORPORATION 6% 01APRIL2015	2015/4/1	6.000%	地方債	11.4%
WESTERN AUSTRALIA TREASURY CORPORATION 7% 15APR2015	2015/4/15	7.000%	地方債	8.5%
INTERNATIONAL BANK FOR RECONSTRUCTION & DEVELOPMENT 5.75% 17FEB2015	2015/2/17	5.750%	国際機関債	8.5%

※ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーフワイ・リミテッドからの情報を基に作成しています。  
 ※比率は、シンコウAUショート・デュレーション・ボンド・ファンドの純資産総額に対する割合です。

## &lt;年間収益率の推移&gt;

暦年ベース



※税引前の分配金を単純に合算して計算しています。  
 ※当ファンドにはベンチマークがありません。  
 ※2012年については、設定時から12月末日までの収益率を記載しています。

-当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。  
 -表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。  
 -最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認ください。

10

## 第2【管理及び運営】

## 1【申込（販売）手続等】

(イ) 取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社

ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の翌営業日の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

(ロ)「分配金再投資コース」での取得申込者は、販売会社との間で「高格付短期豪ドル債ファンド自動継続投資約款」(別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を締結します。

(ハ)取得申し込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

なお、以下のいずれかに該当する日には、取得申し込みの受付は行いません。

- ・オーストラリア証券取引所の休業日
- ・メルボルンの銀行の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日

また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、取得申し込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得申し込みの受付を取り消すことができます。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申し込みに限ってこれを受け付けるものとします。

## 2【換金(解約)手続等】

一部解約(解約請求によるご解約)

(イ)受益者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」の両コースとも、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

(ロ)受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

(ハ)委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(ニ)一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税(法人の受益者の場合は所得税のみ)に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ(<http://www.shinkotoushin.co.jp/>)または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞

朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

- (ホ) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社において受益者に支払われます。ただし、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。
- (ヘ) 委託者は、以下のいずれかに該当する日には、上記(イ)による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ・オーストラリア証券取引所の休業日
  - ・メルボルンの銀行の休業日
  - ・ニューヨークの銀行の休業日
- (ト) 委託者は、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- (チ) 上記(ト)により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が一部解約の実行の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受け付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記(二)の規定に準じて計算された価額とします。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
外国籍投資信託証券	原則として基準価額計算時に知りうる直近の日の基準価額で評価

内国証券投資信託 （親投資信託）	原則として基準価額計算日の基準価額で評価
外貨建資産	原則として基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算により評価
為替予約取引	原則として基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成34年２月25日までです。

委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎月26日から翌月25日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

a．信託の終了（投資信託契約の解約）

（イ）委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が30億口を下回る事となった場合、またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくははやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（ロ）委託者は、信託終了前に、所定の運用の基本方針に基づき、投資を行ったAUボンド・ファンドが償還、または次に掲げる事項の変更により商品の同一性が失われた場合は、委託者は受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

１．AUボンド・ファンドの主要投資対象が変更となる場合

２．AUボンド・ファンドの取得の条件または換金の条件について、投資者に著しく不利となる変更がある場合

（ハ）委託者は、上記（イ）の事項について、下記「c．書面決議の手続き」の規定にしています。

（ニ）委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

（ホ）委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委

託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「c．書面決議の手続き」の規定における書面決議が否決となる場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

- (ヘ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b．投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### b．投資信託約款の変更等

- (イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- (ロ) 委託者は、上記（イ）の事項（投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、下記「c．書面決議の手続き」の規定にしたがいます。

- (ハ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記（イ）および（ロ）の規定にしたがいます。

この投資信託約款は上記に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

#### c．書面決議の手続き

- (イ) 委託者は、上記「a．信託の終了（投資信託契約の解約）」（イ）について、または「b．投資信託約款の変更等」（イ）の事項のうち重大な約款の変更等について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由または重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドにかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- (ロ) 上記（イ）の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- (ハ) 上記（イ）の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- (ニ) 重大な約款の変更等における書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

- (ホ) 上記（イ）から（ニ）までの規定は、委託者が投資信託契約の解約または重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドにかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび上記「a．信託の

終了（投資信託契約の解約）」（ロ）の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記（イ）から（ハ）までに規定する当ファンドの解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

（ヘ）上記（イ）から（ホ）の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### d．反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約（上記「a．信託の終了（投資信託契約の解約）」（ロ）の場合を除きます。）または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### e．運用報告書

委託者は、毎年6月、12月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対し、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、下記「f．公告」に記載の委託者のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

#### f．公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### g．委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### h．信託事務処理の再信託

（イ）受託者は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

（ロ）上記（イ）における日本マスタートラスト信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

#### i．信託業務の委託等

（イ）受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3．委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等

の管理を行う体制が整備されていること

4．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

(ロ) 受託者は、上記(イ)に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記(イ)各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

(ハ) 上記(イ)および(ロ)にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1．投資信託財産の保存にかかる業務

2．投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3．委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

4．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

j．他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1．他の受益者の氏名または名称および住所

2．他の受益者が有する受益権の内容

k．関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

#### 4【受益者の権利等】

a．収益分配金請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

b．一部解約請求権

受益者は、販売会社ごとに定める単位で、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。ただし、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

c．償還金請求権

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期特定期間（平成26年6月26日から平成26年12月25日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

## 【高格付短期豪ドル債ファンド】

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位 : 円 )

	第3期特定期間末 平成26年 6月25日現在	第4期特定期間末 平成26年12月25日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	1,268,275	1,907,523
投資信託受益証券	66,711,082	68,306,035
親投資信託受益証券	750,736	750,884
未収利息	1	2
流動資産合計	68,730,094	70,964,444
資産合計	68,730,094	70,964,444
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	-	400,000
未払収益分配金	165,466	169,105
未払受託者報酬	1,812	1,893
未払委託者報酬	55,541	58,031
その他未払費用	277	293
流動負債合計	223,096	629,322
負債合計	223,096	629,322
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	66,186,561	67,642,212
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	2,320,437	2,692,910
( 分配準備積立金 )	5,915,770	5,164,491
元本等合計	68,506,998	70,335,122
純資産合計	68,506,998	70,335,122
負債純資産合計	68,730,094	70,964,444

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期特定期間		第4期特定期間	
	自	平成25年12月26日 至 平成26年 6月25日	自	平成26年 6月26日 至 平成26年12月25日
営業収益				
受取配当金		791,042		858,858
受取利息		250		275
有価証券売買等損益		1,434,966		795,101
営業収益合計		2,226,258		1,654,234
営業費用				
受託者報酬		10,501		11,056
委託者報酬		321,871		338,876
その他費用		1,491		1,699
営業費用合計		333,863		351,631
営業利益		1,892,395		1,302,603
経常利益		1,892,395		1,302,603
当期純利益		1,892,395		1,302,603
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		2,621		10,131
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		1,377,672		2,320,437
剰余金増加額又は欠損金減少額		52,389		224,277
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		52,389		224,277
剰余金減少額又は欠損金増加額		28,082		183,103
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		4,111		183,103
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		23,971		-
分配金		971,316		981,435
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		2,320,437		2,692,910

## （ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第4期特定期間	
	自 平成26年 6月26日	至 平成26年12月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。	

（貸借対照表に関する注記）

第3期特定期間末 平成26年 6月25日現在		第4期特定期間末 平成26年12月25日現在	
1. 特定期間末日における受益権の総数	66,186,561口	1. 特定期間末日における受益権の総数	67,642,212口
2. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額		2. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0351円	1口当たり純資産額	1.0398円
(1万口当たり純資産額)	(10,351円)	(1万口当たり純資産額)	(10,398円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第3期特定期間		第4期特定期間	
	自 平成25年12月26日	至 平成26年 6月25日	自 平成26年 6月26日	至 平成26年12月25日
分配金の計算過程	第12期（自 平成25年12月26日 至 平成26年 1月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（68,715円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（1,809,449円）及び分配準備積立金（6,256,024円）より分配対象収益は8,134,188円（1万口当たり1,289.71円）であり、うち157,673円（1万口当たり25円）を分配しております。		第18期（自 平成26年 6月26日 至 平成26年 7月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（84,208円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（2,113,477円）及び分配準備積立金（5,480,269円）より分配対象収益は7,677,954円（1万口当たり1,242.60円）であり、うち154,472円（1万口当たり25円）を分配しております。	

<p>第13期(自平成26年1月28日至平成26年2月25日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(138,708円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(1,985,232円)及び分配準備積立金(6,167,066円)より分配対象収益は8,291,006円(1万口当たり1,286.23円)であり、うち161,148円(1万口当たり25円)を分配しております。</p>	<p>第19期(自平成26年7月26日至平成26年8月25日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(130,795円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(2,512,275円)及び分配準備積立金(5,403,181円)より分配対象収益は8,046,251円(1万口当たり1,237.72円)であり、うち162,520円(1万口当たり25円)を分配しております。</p>
<p>第14期(自平成26年2月26日至平成26年3月25日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(102,845円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(2,008,681円)及び分配準備積立金(6,144,626円)より分配対象収益は8,256,152円(1万口当たり1,277.14円)であり、うち161,613円(1万口当たり25円)を分配しております。</p>	<p>第20期(自平成26年8月26日至平成26年9月25日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(82,509円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(2,561,000円)及び分配準備積立金(5,364,998円)より分配対象収益は8,008,507円(1万口当たり1,225.36円)であり、うち163,388円(1万口当たり25円)を分配しております。</p>
<p>第15期(自平成26年3月26日至平成26年4月25日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(134,588円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(2,049,162円)及び分配準備積立金(6,085,858円)より分配対象収益は8,269,608円(1万口当たり1,272.85円)であり、うち162,421円(1万口当たり25円)を分配しております。</p>	<p>第21期(自平成26年9月26日至平成26年10月27日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(76,388円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(2,622,925円)及び分配準備積立金(5,284,119円)より分配対象収益は7,983,432円(1万口当たり1,212.00円)であり、うち164,673円(1万口当たり25円)を分配しております。</p>
<p>第16期(自平成26年4月26日至平成26年5月26日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(77,834円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(2,079,576円)及び分配準備積立金(6,056,259円)より分配対象収益は8,213,669円(1万口当たり1,259.80円)であり、うち162,995円(1万口当たり25円)を分配しております。</p>	<p>第22期(自平成26年10月28日至平成26年11月25日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(143,329円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(93,827円)、信託約款に定める収益調整金(2,770,925円)及び分配準備積立金(5,171,471円)より分配対象収益は8,179,552円(1万口当たり1,222.44円)であり、うち167,277円(1万口当たり25円)を分配しております。</p>
<p>第17期(自平成26年5月27日至平成26年6月25日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(126,602円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(2,218,122円)及び分配準備積立金(5,954,634円)より分配対象収益は8,299,358円(1万口当たり1,253.93円)であり、うち165,466円(1万口当たり25円)を分配しております。</p>	<p>第23期(自平成26年11月26日至平成26年12月25日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(92,246円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(2,859,066円)及び分配準備積立金(5,241,350円)より分配対象収益は8,192,662円(1万口当たり1,211.17円)であり、うち169,105円(1万口当たり25円)を分配しております。</p>

(金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

区分	第3期特定期間 自 平成25年12月26日 至 平成26年 6月25日	第4期特定期間 自 平成26年 6月26日 至 平成26年12月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

第3期特定期間末 平成26年 6月25日現在	第4期特定期間末 平成26年12月25日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ</p> <p>ん。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>投資信託受益証券</p> <p>「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載して</p> <p>おります。</p> <p>親投資信託受益証券</p> <p>「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載して</p> <p>おります。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に</p> <p>近似していることから、当該帳簿価額を時価としておりま</p> <p>す。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>同左</p>

（関連当事者との取引に関する注記）

	第3期特定期間 自 平成25年12月26日 至 平成26年 6月25日	第4期特定期間 自 平成26年 6月26日 至 平成26年12月25日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

区分	第3期特定期間末 平成26年 6月25日現在	第4期特定期間末 平成26年12月25日現在
期首元本額	62,869,094円	66,186,561円
期中追加設定元本額	3,519,338円	6,817,633円
期中一部解約元本額	201,871円	5,361,982円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第3期特定期間末 平成26年 6月25日現在	第4期特定期間末 平成26年12月25日現在
	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	1,122,428	3,087,008
親投資信託受益証券	0	0
合計	1,122,428	3,087,008

### 3 デリバティブ取引等関係 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

#### (4) 【附属明細表】

##### 第1 有価証券明細表

###### (1) 株式

該当事項はありません。

###### (2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	シンコウAUショート・デュレーション・ボンド・ファンド - Jクラス	63,873,233	68,306,035	
投資信託受益証券 小計		63,873,233	68,306,035	
親投資信託受益証券	短期公社債マザーファンド	736,233	750,884	
親投資信託受益証券 小計		736,233	750,884	
合計		64,609,466	69,056,919	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

##### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

##### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## (参考)

高格付短期豪ドル債ファンドは、「シンコウAUショート・デュレーション・ボンド・ファンド - Jクラス」受益証券及び「短期公社債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて「シンコウAUショート・デュレーション・ボンド・ファンド - Jクラス」の受益証券であり、「親投資信託受益証券」は、すべて「短期公社債マザーファンド」の受益証券であります。

各ファンドの状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

「シンコウAUショート・デュレーション・ボンド・ファンド - Jクラス」は、「シンコウAUショート・デュレーション・ボンド・ファンド」の個別クラスとなっております。

「シンコウAUショート・デュレーション・ボンド・ファンド」はケイマンの法律に基づき設立された円建外国証券投資信託であります。同ファンドの平成26年6月30日現在の財務書類は、国際財務報告基準に従い作成されておりますが、独立監査人の監査を受けておりません。

同ファンドの投資明細表、財政状態計算書、包括利益計算書、償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び財務書類に対する注記は、同ファンドの管理事務代行会社兼保管受託銀行であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーから入手した財務書類の原文の一部を翻訳・抜粋したものであります。

## (1) 投資明細表

2014年6月30日現在(無監査)

(日本円表示)

	元本金額	有価証券銘柄	純資産比率 %	公正価値 (円)
		確定利付債券(98.3%)		
		オーストラリア(86.5%)		
		社債および中期債(3.9%)		
		Westpac Banking Corp.		
AUD	500,000	6.25% due 11/18/14	3.9	48,414,760
		社債および中期債合計		48,414,760
		国債(82.6%)		
		Australia Government Bond		
AUD	1,650,000	4.50% due 10/21/14	12.9	158,744,165
AUD	1,300,000	6.25% due 04/15/15	10.4	127,964,905
		New South Wales Treasury Corp.		
AUD	500,000	2.75% due 07/08/14	3.9	47,809,124
AUD	1,000,000	5.50% due 08/01/14	7.8	95,841,608
AUD	1,350,000	6.00% due 04/01/15	10.7	132,282,913
		Queensland Treasury Corp.		
AUD	1,400,000	5.75% due 11/21/14	11.0	135,474,986
		South Australian Government Financing Authority		
AUD	1,000,000	5.75% due 04/20/15	8.0	97,965,733
		Tasmanian Public Finance		
AUD	500,000	6.50% due 04/15/15	4.0	49,232,235
		Treasury Corp. of Victoria		
AUD	750,000	4.75% due 10/15/14	5.9	72,160,526
		Western Australian Treasury Corp.		
AUD	1,000,000	7.00% due 04/15/15	8.0	98,846,077

		国債合計		1,016,322,272
		オーストラリア合計		1,064,737,032
		国際機関(11.8%)		
		社債および中期債(4.0%)		
		Asian Development Bank		
AUD	500,000	6.00% due 01/20/15	4.0	48,647,778
		社債および中期債合計		48,647,778
		国債(7.8%)		
		International Bank for Reconstruction & Development		
AUD	1,000,000	5.50% due 10/21/14	7.8	96,391,882
		国債合計		96,391,882
		国際機関合計		145,039,660
		確定利付債券合計(取得価額1,187,069,370円)		1,209,776,692

証券は、証券の所在地よりも、証券に付随するリスクに係る国に対する経営者の最善の評価に基づいて、分類されている。

2014年6月30日現在先物契約(純資産の0.0%)

ポジション	銘柄	限月	契約数	未実現(評価損) (円)
売	90-Day Bank Bill Future	06/2015	(1)	(32,566)
売	90-Day Bank Bill Future	12/2014	(2)	(27,933)
				(60,499)

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債合計	純資産比率 %	公正価値 (円)
確定利付債券合計	98.3	1,209,776,692
先物契約未実現評価損合計	0.0	(60,499)
現金およびその他の資産(債務差引後)	1.7	20,405,186
純資産	100.0	1,230,121,379

通貨の略称:

AUD - 豪ドル

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部である。

2013年12月31日現在

(日本円表示)

元本金額	有価証券銘柄	純資産比率 %	公正価値 (円)
	確定利付債券(98.3%)		
	オーストラリア(83.0%)		
	社債および中期債(3.8%)		
	Westpac Banking Corp.		
AUD	500,000 3.31% due 03/05/14	3.8	47,052,810
	社債および中期債合計		47,052,810
	国債(79.2%)		
	Australia Government Bond		
AUD	2,100,000 4.50% due 10/21/14	16.1	200,711,973
AUD	1,850,000 6.25% due 06/15/14	14.2	176,967,296

		New South Wales Treasury Corp.			
AUD	500,000	2.75% due 07/08/14	3.8	47,067,761	
AUD	1,000,000	5.50% due 08/01/14	7.6	95,668,435	
		Queensland Treasury Corp.			
AUD	900,000	5.75% due 11/21/14	7.0	86,970,816	
		South Australian Government Financing Authority			
AUD	1,100,000	5.25% due 06/06/14	8.4	104,595,531	
		Tasmanian Public Finance			
AUD	500,000	5.50% due 06/23/14	3.8	47,656,826	
		Treasury Corp. of Victoria			
AUD	500,000	4.75% due 10/15/14	3.8	47,839,907	
		Western Australia Treasury Corp.			
AUD	1,900,000	5.50% due 04/23/14	14.5	180,221,393	
		国債合計		987,699,938	
		オーストラリア合計		1,034,752,748	
		国際機関(15.3%)			
		社債および中期債(15.3%)			
		Asian Development Bank			
AUD	500,000	5.25% due 05/13/14	3.8	47,435,756	
		EUROFIMA			
AUD	500,000	6.00% due 01/28/14	3.8	47,116,752	
		Inter-American Development Bank			
AUD	500,000	5.38% due 05/27/14	3.8	47,506,422	
		International Finance Corp.			
AUD	500,000	5.75% due 06/24/14	3.9	47,679,770	
		社債および中期債合計		189,738,700	
		国際機関合計		189,738,700	
		確定利付債券合計(取得価額1,211,264,899円)		1,224,491,448	

証券は、証券の所在地よりも、証券に付随するリスクに係る国に対する経営者の最善の評価に基づいて、分類されている。

2013年12月31日現在先物契約(純資産の0.0%)

ポジション	銘柄	限月	契約数	未実現評価益 (円)
買	90-Day Bank Bill Future	12/2014	2	50,401

為替予約(純資産の0.0%)

買	取引相手方	約定金額	決済日	売	約定金額	未実現(評価損) 純額 (円)
JPY	Brown Brothers Harriman & Co.	500,000	01/06/2014	AUD	5,377	(5,414)

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債合計	純資産比率 %	公正価値 (円)
-------------------------------	------------	-------------

確定利付債券合計	98.3	1,224,491,448
為替予約未実現評価損合計	0.0	(5,414)
先物契約未実現評価益合計	0.0	50,401
現金およびその他の資産(債務差引後)	1.7	21,800,288
純資産	100.0	1,246,336,723

通貨の略称：

AUD - 豪ドル

JPY - 日本円

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部である。

## (2) 財政状態計算書

2014年6月30日現在（無監査）

（日本円表示）

	2014年6月30日	2013年12月31日
資産		
流動資産		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（注記2および3）	1,209,776,692	1,224,541,849
現金および現金同等物（注記2.3）	53,651,736	20,463,412
以下に関する債権：		
利息（注記2.12）	15,138,205	10,365,076
先物契約証拠金勘定（注記2.6）	829,385	680,150
その他の資産	140,416	204,770
資産合計	1,279,536,434	1,256,255,257
負債		
流動負債		
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債（注記2および3）	60,499	5,414
以下に関する債務：		
有価証券の購入（注記2.8）	39,257,478	-
受益証券の償還	3,500,000	500,000
専門家報酬	3,949,473	5,982,240
投資顧問会社報酬（注記7）	841,549	882,777
管理事務代行会社報酬（注記7）	815,280	1,277,421
保管受託銀行報酬（注記7）	578,353	675,316
名義書換代理人報酬（注記7）	250,665	341,910
受託会社報酬（注記7）	161,758	253,456
負債（償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産を除く。）	49,415,055	9,918,534
償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産	1,230,121,379	1,246,336,723

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部である。

## (3) 包括利益計算書

2014年6月30日および2013年6月30日に終了した6ヶ月間（無監査）

（日本円表示）

	2014年6月30日に 終了した6ヶ月間	2013年6月30日に 終了した6ヶ月間
収益		
受取利息（注記2.12）	15,426,012	23,176,666
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債ならびに外貨建取引に係る実現利益純額（注記2.5および2.9）	10,340,513	205,610,860
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債ならびに外貨換算に係る未実現評価益/（評価損）の純変動額（注記2.5および2.9）	8,821,541	(170,634,182)
収益合計	34,588,066	58,153,344

費用		
専門家報酬	3,037,361	3,199,028
管理事務代行会社報酬（注記7）	2,561,902	2,615,978
保管受託銀行報酬（注記7）	1,359,552	1,258,880
投資顧問会社報酬（注記7）	1,264,099	1,630,608
名義書換代理人報酬（注記7）	675,357	930,424
受託会社報酬（注記7）	508,309	519,024
登録費用	102,439	45,296
取引手数料（注記2.13）	5,304	3,852
費用合計	9,514,323	10,203,090
営業利益	25,073,743	47,950,254
金融費用		
償還可能受益証券の保有者に対する分配金（注記2.10）	(65,189,087)	(80,418,276)
分配後および税引前損失	(40,115,344)	(32,468,022)
税金（注記2.15）	-	(587,143)
償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産の営業による減少額	(40,115,344)	(33,055,165)

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部である。

#### （4）償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産変動計算書

2014年6月30日に終了した6ヶ月間（無監査）

（日本円表示）

	金額（円）
2012年12月31日現在償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産	1,638,744,735
償還可能受益証券の発行による収入	288,800,000
償還可能受益証券の償還	(625,400,000)
償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産の営業による増加額	(55,808,012)
2013年12月31日現在償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産	1,246,336,723
償還可能受益証券の発行による収入	112,900,000
償還可能受益証券の償還	(89,000,000)
償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産の営業による減少額	(40,115,344)
2014年6月30日現在償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産	1,230,121,379

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部である。

#### （5）キャッシュ・フロー計算書

2014年6月30日および2013年6月30日に終了した6ヶ月間（無監査）

（日本円表示）

	2014年6月30日に 終了した6ヶ月間	2013年6月30日に 終了した6ヶ月間
営業活動によるキャッシュ・フロー：		
償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産の営業による減少額	(40,115,344)	(33,055,165)

調整：

利息収益	(15,426,012)	(23,176,666)
税金	-	587,143
償還可能受益証券の保有者に対する分配金	65,189,087	80,418,276
	9,647,731	24,773,588
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債の純増加額	14,759,743	243,733,865
証拠金勘定の（増加）額	(88,736)	(234,758)
その他の資産の減少額	64,354	27,462
有価証券の購入に係る未払金の増加額	39,257,478	-
未払費用の（減少）額	(2,816,042)	(2,984,001)
営業活動によるキャッシュ収入	51,176,797	240,542,568
受取利息	10,652,883	22,624,572
税金	-	(587,143)
営業活動による正味キャッシュ収入	71,477,411	287,353,585
財務活動によるキャッシュ・フロー：		
償還可能受益証券の発行による収入	112,900,000	257,300,000
償還可能受益証券の償還	(86,000,000)	(478,300,000)
償還可能受益証券の保有者に対する支払分配金	(65,189,087)	(80,418,276)
財務活動による正味キャッシュ（支出）	(38,289,087)	(301,418,276)
現金および現金同等物の純増加（減少）額	33,188,324	(14,064,691)
現金および現金同等物期首残高（注記2.3）	20,463,412	30,952,657
現金および現金同等物期末残高（注記2.3）	53,651,736	16,887,966

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部である。

## （6）財務書類に対する注記

2014年6月30日に終了した6ヶ月間（無監査）

### 1．組織

シンコウAUショート・デュレーション・ボンド・ファンド（以下「当ファンド」という。）は、ケイマン諸島の法律のもとに2011年2月28日に設立されたオープン・エンド型のユニット・トラストであるシンコウ・グローバル・トラスト（以下「当トラスト」という。）のシリーズ・トラストであり、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）および新光投信株式会社（以下「投資顧問会社」という。）が参加している。当ファンドは、2012年2月29日に営業を開始した。

当トラストの主たる事務所は、ケイマン諸島、Butterfield House, 68 Fort Street, P.O. Box 2330, George Town, Grand Cayman KY1 - 1106に所在する。

当トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正後）（以下「法」という。）のもとにミューチュアル・ファンドとして登録されていることから、同法によって規制されている。当トラストは、規制ミューチュアル・ファンドとして、ケイマン諸島金融庁の監督を受けている。

当ファンドは、日本円（JPY）建てである。現在、当ファンドにおいて受益証券の5つのクラス、T1クラス受益証券、T2クラス受益証券、Aクラス受益証券、Bクラス受益証券、およびJクラス受益証券が発行可能である。

当ファンドの投資顧問会社は新光投信株式会社（以下「投資顧問会社」という。）である。

当ファンドの投資目的は、豪ドルのデュレーションが短い債券市場の一般的な市場の趨勢を反映する実勢利回りを追求することである。

当ファンドは、豪ドル（AUD）建確定利付証券および金融商品（デリバティブを含む。）に対し投資を行っている。通例、豪ドル以外の通貨建の投資は認められておらず、豪ドル以外のエクスポージャー（日本円および豪ドル以外の現金のポジションを含む。）は、合理的に可能な限り最小化されている。

本財務書類は、2014年8月25日に受託会社により公表が承認された。

## 2. 重要な会計方針

本財務書類の作成に際して適用された主要な会計方針は、以下のとおりである。これらの方針は、別途記載がない限り、首尾一貫して適用されている。

本財務書類は、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠し、取得原価主義に基づき作成されているが、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債（デリバティブ金融商品を含む。）の再評価により修正されている。

IFRSに準拠した財務書類の作成には、一定の極めて重要な会計上の見積りの使用が要求され、また、当ファンドの会計方針を適用するに際し、経営者は判断の過程を行使することが要求される。本財務書類に対して仮定および見積りが重要である箇所は、注記4に開示されている。

### 2.1 2014年1月1日から発効の新基準および修正

2012年10月、IASBはIFRS第10号「連結財務諸表」の修正、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」の修正およびIAS第27号「個別財務諸表」の修正を公表し、すべての子会社を連結するものとしたIFRS第10号の原則に例外を導入した。当該修正は投資企業を定義し、投資企業である親会社に対して、ある特定の子会社を連結する代わりに、IFRS第9号「金融商品」（または、IFRS第9号が未適用の場合は、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」）に準拠して、純損益を通じて公正価値で当該子会社への投資を測定することを求めている。それを受けてIASBはIAS第27号を修正し、個別財務諸表においても子会社への投資を純損益を通じて公正価値で測定するよう投資企業に求めることを決定した。IASBはまた、これに対応して投資企業の個別財務諸表に対する開示要件の修正を行い、投資企業が個別財務諸表を唯一の財務諸表として作成している場合、当該投資企業が子会社への関与に関してIFRS第12号で別途要求されている開示を行うことはなおも適切であると説明した。企業は2014年1月1日以後開始する年度からこれらの修正を適用することが求められている。

2011年12月、IASBは、IAS第32号の修正「金融資産と金融負債の相殺」を公表した。当該修正は、「現在、法的に強制可能な相殺の権利を有している」の意味の明確化、および総額決済システムの中には、純額決済と同等と考えられるものがあることの明確化を含むものである。当該修正は、2014年1月1日以後開始事業年度から発効する。

上記の基準の適用は、当ファンドに重要な影響を及ぼさなかった。

### 2.2 当ファンドの財務書類に関連するが、将来の期日まで未発効である新しい基準、修正および解釈指針

IFRS第9号「金融商品」は、2015年1月1日以後開始する年度から発効し、企業がどのように金融資産および金融負債（一部の混合契約を含む。）を分類および測定するべきかを規定している。当該基準は、IAS第39号の規定に比べて、金融資産の分類および測定のアプローチを改善し簡素化している。金融負債の分類および測定に関するIAS第39号の規定の大半が、そのまま引き継がれた。当該基準は、金融資産の分類に首尾一貫したアプローチを適用し、IAS第39号における金融資産の多数の区分（各々の区分に固有の分類基準があった。）を置き換えている。当ファンドは金融資産および金融負債（長期および短期の双方）を引き続き純損益を通じて公正価値で測定するものとして分類すると予想されることから、当該基準は、当ファンドの財政状態および業績に重要な影響を及ぼさないと見込まれている。

当ファンドに重要な影響を及ぼすと見込まれる、未発効の基準、解釈指針、または既存の基準の修正は、他にない。

2.3 現金および現金同等物 - 当ファンドは、現金および満期が3ヶ月以内である定期預金はすべて現金および現金同等物であると考えている。2014年6月30日および2013年12月31日現在、当ファンドは、現金および現金同等物として以下の残高を保有していた。

	2014年（円）	2013年（円）
外貨	85,344	26,445
現金	(37,978)	-
定期預金	53,604,370	20,436,967
	53,651,736	20,463,412

2.4 組成費用 - 当トラストおよび当ファンドの設定コストに関する組成費用は、公平に配分され、当トラスト

および関連するシリーズ・トラスト（当ファンドを含む。）の資産から支払われる。

## 2.5 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債

### a) 分類

当ファンドは、当初、債務証券および関連するデリバティブに対する投資を、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債に分類している。

売買目的保有の金融資産または金融負債は、主として短期間に売却または買戻しを行う目的で取得または発生させたもの、または、まとめて管理されかつ最近における実際的な利益獲得のパターンの証拠がある識別された金融投資ポートフォリオの一部であるものである。デリバティブもまた、売買目的保有の金融資産に分類される。当ファンドは、いかなるデリバティブも、ヘッジ関係にあるヘッジに分類していない。

当初、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産または金融負債は、売買目的保有に分類されていないが管理されており、その値動きが当ファンドの文書化された投資戦略に従って公正価値に基づいて評価されているものである。当ファンドの方針として、投資顧問会社および受託会社が、これらの金融資産についての情報をその他の関連する財務情報と併せて、公正価値に基づいて評価している。

### b) 認識 / 認識の中止

投資の通常の購入および売却は、当ファンドが投資の購入または売却を確約した日である取引日に認識される。投資からのキャッシュ・フローを受け取る権利が消滅したか、または当ファンドが所有に係るリスクおよび経済価値を実質的にすべて移転している場合、金融資産は認識の中止が行われる。

### c) 測定

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は、当初、公正価値で認識される。取引費用は、包括利益計算書に費用計上される。当初認識後、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債はすべて、公正価値で測定される。「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債」の公正価値の変動により生じた利益および損失は、発生した期間の包括利益計算書に表示される。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産からの受取利息は、実効金利法に基づいて、包括利益計算書において受取利息に認識される。

### d) 公正価値の見積り

金融商品の公正価値は通常、かかる証券の主な取引市場である取引所の最新報告売値を基礎として算定されるか、売値の報告がない場合は、相場報告システム、有力マーケット・メーカーまたは独立した価格設定サービス企業から入手する相場に基づく。独立の価格設定サービス企業は、マーケット・メーカーが提供する情報、または類似の特徴を有する投資または証券に関する利回りデータから得られる市場価格の見積りを利用する。取引終了後に公正価値の重要な変動が発生した場合、市場相場が容易に入手できない投資またはその他の資産は、投資顧問会社からの助言を得て受託会社が採用した手続きに従って誠実に算定された公正価値で評価される。その結果生じた未実現利益・損失は、包括利益計算書において収益の部に反映される。

2.6 証拠金勘定 - 証拠金勘定は、未決済の上場先物取引に関して保有する委託証拠金である。

2.7 金融商品の相殺 - 認識された金額を相殺する法的強制力のある権利が存在し、かつ、純額で決済するかまたは資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図が存在する場合、金融資産と金融負債とを相殺し、純額を財政状態計算書に報告する。

2014年6月30日および2013年12月31日現在、財政状態計算書において相殺された金融資産および負債は存在しない。

2.8 有価証券売却未収入金および有価証券購入未払金 - 有価証券売却未収入金および有価証券購入未払金とは、それぞれ、財政状態計算書日現在、約定済であるがまだ決済も受渡しも行われていない売買取引を表すものである。これらの金額は、当初、公正価値で認識され、事後に、公正価値で測定される。減損に対する引当金は、当ファンドが有価証券売却未収入金を全額回収できない客観的な証拠がある場合に設定される。ブローカーの著しい財政的困難、ブローカーが破産または財務的再編成に陥る可能性が高いこと、および支払不履行は、有価証券売却未収入金の金額が減損している兆候とみなされる。

## 2.9 外貨換算

## a) 機能通貨および表示通貨

当ファンドの投資家は日本の投資家が主であり、償還可能受益証券の募集および償還は日本円建である。当ファンドの業績は、日本円で測定され投資家に報告される。受託会社は、日本円が、基本となる取引、事象および状態の経済的効果を最も忠実に表す通貨であると考えている。本財務書類は、当ファンドの機能通貨および表示通貨である日本円で表示されている。

## b) 取引および残高

外貨建取引は、取引日現在の実勢為替レートをを用いて機能通貨に換算される。かかる取引の決済により、および外貨建貨幣性資産・負債の期末為替レートでの換算により生じた為替差損益は、包括利益計算書に認識される。純損益を通じて公正価値で測定する債務証券等の、非貨幣性金融資産・負債の換算差額は、包括利益計算書において公正価値に係る純利益または純損失に認識される。

2.10 受益証券保有者に対する分配金 - 受託会社は、投資顧問会社に、投資顧問会社が決定する金額で分配を行う権限を委譲している。受益証券保有者に対する分配には、報告対象期間の当ファンドの実現・未実現キャピタル・ゲインの純額および自己資本に加えて、利益の全額または一部を含めることが可能である。

投資顧問会社は、毎月15暦日目（以下「分配日」という。）に月次分配を行う意向であるが、そのような義務は負っていない。

それぞれのクラスに適用される分配方針以外は、全てのクラスで条件は同一である。投資顧問会社は、Jクラスを除く全てのクラスの受益証券に関して、月次分配をする意向である。

Jクラスを除く全てのクラスの受益証券に関して、定額の1口当たり分配額が、7回目の分配まで支払われる。それ以降は、投資顧問会社が既定の分配計算式に基づいて月次分配金額を再計算する意向である。投資顧問会社は、それ以降6ヶ月毎に、同様に月次分配金額を再計算する意向である。

投資顧問会社は、投資顧問会社の完全な裁量による金額でJクラスに関する月次分配を行う意向である。

分配金は、通常、しかるべき分配基準日現在で登録されている受益証券の名義人に対し、該当する分配日または投資顧問会社が決定したその他の日から3営業日以内に支払われる。

2014年6月30日に終了した6ヶ月間に支払われた分配金の額は以下のとおりであった。

	純利益、キャピタル・ゲイン および自己資本からの分配金 (円)	分配率(円)
T1クラス	16,185,035	0.0606
T2クラス	7,264,303	0.0267
Aクラス	34,678,867	0.0652
Bクラス	6,269,840	0.0288
Jクラス	791,042	0.0128
	65,189,087	0.1941

2013年6月30日に終了した6ヶ月間に支払われた分配金の額は以下のとおりであった。

	純利益、キャピタル・ゲイン および自己資本からの分配金 (円)	分配率(円)
T1クラス	16,705,508	0.0678
T2クラス	7,552,859	0.0276
Aクラス	48,216,551	0.0696
Bクラス	7,236,675	0.0360
Jクラス	706,683	0.0141
	80,418,276	0.2151

2.11 償還可能受益証券 - 償還可能参加型受益証券は、受益証券保有者の選択により償還可能である。

当ファンドは、プッタブル金融商品をIAS第32号（修正）「金融商品：表示」に従って負債に分類している。当該修正は、金融負債の定義に合致するプッタブル金融商品を、一定の厳密な基準を満たす場合には資本に分類するよう求めている。それらの基準には、以下が含まれる。

- ・当該プッタブル金融商品が、純資産の比例的な取り分に対する権利を保有者に与えること。

- ・当該プッタブル金融商品が、最劣後クラスであり、かつ、クラスの特徴が同一であること。
- ・発行者の買戻し義務を除いて、現金または他の金融資産を引き渡す契約上の義務がないこと。
- ・当該プッタブル金融商品の存続期間にわたって当該金融商品からの予想キャッシュ・フロー合計額が、実質的に発行者の利益または損失に基づいていること。

各受益証券のクラスが同一の特徴を有していないため、これらの条件は満たされなかった。

受益証券は、当ファンドの純資産額の比例的な取り分に相当する現金と引き換えに、いつでも当ファンドに対する償還請求が可能である。償還可能受益証券は、受益証券保有者が当ファンドに対する受益証券の償還請求の権利を行使した場合に財政状態計算書日現在支払われるべき償還金額で計上される。

償還可能受益証券は、保有者の選択により発行時または償還時の当ファンドの受益証券1口当たり純資産額に基づく価格で発行および償還される。当ファンドの受益証券1口当たり純資産額は、償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産を、流通済償還可能受益証券の発行済口数合計で除することにより算出される。

2.12 受取利息および関連する未収入金 - 受取利息は、実効金利法を用いて時間比例基準で認識され、現金および現金同等物からの受取利息、ならびに純損益を通じて公正価値で測定する債務証券の受取利息を含んでいる。関連する未収入金は、当初、公正価値で計上され、事後に帳簿価額で測定される。

2.13 取引手数料 - 取引手数料とは、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債の取得または処分のために負担した費用である。取引費用は、発生時に、純損益に費用として認識される。2014年6月30日および2013年6月30日に終了した6ヶ月間に、当ファンドは、取引手数料として、それぞれ、5,304円および3,852円を支払った。

2.14 未払費用 - 未払費用は、当初、公正価値で認識され、事後に償却原価で計上される。

2.15 課税 - 当トラストは、2061年2月28日まで現地における収益、利益およびキャピタル・ゲインに係る税金をすべて免除されるという保証を、ケイマン諸島政府から受けている。現時点で、ケイマン諸島においてそのような税金は課せられていない。

当ファンドは、現在、投資収益およびキャピタル・ゲインに対し特定の国が課した源泉税を負担している。それらの収益または利益は、包括利益計算書に源泉税込みの総額で計上される。源泉税は、包括利益計算書に独立項目として示されている。

2014年6月30日および2013年6月30日に終了した6ヶ月間に、税金残高の内訳は、以下のとおりであった。

	2014年(円)	2013年(円)
源泉税	-	587,143

当ファンドは、ケイマン諸島以外の国々に住所を定める有価証券に投資している。これらの外国の多くに、当ファンドを含む非居住者に対するキャピタル・ゲイン税の適用の可能性を示す税法が存在する。このようなキャピタル・ゲイン税は、申告納税に基づいた算定が要求されることから、「源泉徴収」ベースで当ファンドのブローカーが控除することはできない。

IAS第12号「法人所得税」に従って、関係する税務当局があらゆる事実および状況を十分に認識していると仮定して、諸外国の税法によりそれらの外国を源泉とする当ファンドのキャピタル・ゲインについて税金負債の算定が要求される可能性が高い場合、当ファンドは、税金負債を認識する必要がある。そして、税金負債は、報告期間の末日までに制定されまたは実質的に制定されている税法および税率を使用して、関係する税務当局に納付されると予想される金額で測定される。制定されている税法がオフショアの投資ファンドに適用される方法については、時として不確実性が存在する。このことは、税金負債が最終的に当ファンドによって納付されるかどうかについての不確実性を生み出す。従って、不確実な税金負債を測定する場合、経営者は、納付の見込に影響を与える可能性がある、その時点で入手可能な関連する事実および状況(関係する税務当局の公式または非公式の慣行を含む。)をすべて考慮する。

2014年6月30日および2013年12月31日現在、受託会社は、当ファンドには添付の財務書類において未認識タックス・ベネフィットに関して計上すべき負債はなかったと判断している。これは受託会社の最善の見積りであるが、外国の税務当局が、当ファンドが稼得したキャピタル・ゲインに対し税金の徴収を図るリスクは残っている。このことは、事前予告なしに、もしかすると遡及ベースで発生し、その結果当ファンドに重要な損失が生じる可能性がある。

2.16 損失補償 - 受託会社および投資顧問会社は、当ファンドに代わって様々な損害補償を包含する特定の契約を締結している。これらの取決めに基づく当ファンドの最大エクスポージャーは不明である。しかし、当ファンドには、これまでにこれらの契約に拠る損失の賠償請求はなく、損失のリスクはほとんどないと予想される。

### 3. リスク要素

金融リスク要素 - 当ファンドは、その活動により様々な金融リスク、すなわち市場リスク（為替リスク、公正価値金利リスク、キャッシュ・フロー金利リスク、および価格リスクを含む。）、信用リスク、および流動性リスクにさらされている。これらのリスク管理は、受託会社が承認した方針に基づき投資顧問会社が行っている。受託会社は、リスク管理全般について書面による規準を定めている。当ファンドは、種々の方法を用いて、当ファンドがさらされている様々な種類のリスクを測定および管理している。これらの方法は、以下の説明のとおりである。当ファンドの全般的なリスク管理プログラムは、当ファンドがさらされているリスクの水準に対し得られるリターンを最大化すること、および当ファンドの財務業績に対する潜在的な不利な影響を最小化することを目指している。当ファンドの方針により、当ファンドは、デリバティブ金融商品を利用して、一部のリスク・エクスポージャーの緩和および創出の双方を行うことが可能である。

市場リスク - 当ファンドは、債券市場の短期的な市場変動を利用して、上場・店頭金融商品のポジションを建て、金融商品取引を行っている。当ファンドの金利商品、および該当があれば、売買目的で保有するデリバティブ金融商品は、それらの変動が、個々の金融商品に固有の要因により生じるものであれ、市場で取引されている類似の商品に影響を及ぼす要因により生じるものであれ、商品の将来の価格に関する不確実性から生じる（金利リスクまたは為替リスクから生じるものを除く）市場リスクの影響を受けやすい。

当ファンドは、有価証券およびデリバティブへの投資から生じる市場リスクにさらされている。当ファンドの投資の成果は、金利、信用の有用性、インフレ率、経済の不確実性、法律の変更および国内・国際政治情勢などの経済および市場条件全般に影響を受ける可能性がある。これらの要因は、有価証券の価格の水準や変動性、および当ファンドの投資の流動性に影響を及ぼす可能性がある。予測不能な変動性または非流動性により、当ファンドの収益性が損なわれ、結果損失となる可能性がある。投資価値および投資から得られた収益は、増価する可能性と同様に減価する可能性もあり、受益証券保有者は、当ファンドに投資した元本を取り戻せなくなる可能性がある。

当ファンドの市場リスクは、高格付けで平均デュレーションが1年以下の有価証券および商品に投資することによって管理されている。

金利リスク - 当ファンドの資産の投資先有価証券は、満期に至るまで、すなわち証券の発行から償還まで、かかる期間における金利の変動により、価格の変動にさらされる可能性がある。このリスクは金利リスクと呼ばれる。通常、金利が下落すると証券の価格は上昇し、金利が上昇すると証券の価格は下落する。金利が変動した場合、証券のデュレーションは、債務証券の価格の変動の度合いの指標として用いられることがある。証券のデュレーション値が大きいほど、金利の一定の変動による債務証券の価格の変動もより大きくなることから、純資産額が変動する可能性がある。

以下の表は、2014年6月30日現在の金利リスクに対する当ファンドのエクスポージャーの要約である。表には、当ファンドの資産およびトレーディング負債が公正価値で含まれており、契約上の金利更改日または満期日のいずれか早い方により分類されている。

2014年6月30日現在	1年未満 (円)	1年 - 5年 (円)	5年超 (円)	無利息 (円)	合計 (円)
資産					
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	1,209,776,692	-	-	-	1,209,776,692
現金	-	-	-	(37,978)	(37,978)
外貨	-	-	-	85,344	85,344
短期性預金	53,604,370	-	-	-	53,604,370
先物契約証拠金勘定	-	-	-	829,385	829,385
以下に関する債権：					
利息	-	-	-	15,138,205	15,138,205
その他の資産	-	-	-	140,416	140,416

資産合計	1,263,381,062	-	-	16,155,372	1,279,536,434
<b>負債</b>					
純損益を通じて公正価値で測					
定する金融負債	-	-	-	60,499	60,499
以下に関する債務:					
有価証券の購入	-	-	-	39,257,478	39,257,478
受益証券の償還	-	-	-	3,500,000	3,500,000
専門家報酬	-	-	-	3,949,473	3,949,473
管理事務代行会社報酬	-	-	-	841,549	841,549
投資顧問会社報酬	-	-	-	815,280	815,280
保管受託銀行報酬	-	-	-	578,353	578,353
名義書換代理人報酬	-	-	-	250,665	250,665
受託会社報酬	-	-	-	161,758	161,758
負債合計	-	-	-	49,415,055	49,415,055
金利感応度ギャップ合計	1,263,381,062	-	-		

2013年12月31日現在	1年未満 (円)	1年 - 5年 (円)	5年超 (円)	無利息 (円)	合計 (円)
<b>資産</b>					
純損益を通じて公正価値で測					
定する金融資産	1,224,491,448	-	-	50,401	1,224,541,849
外貨	-	-	-	26,445	26,445
短期性預金	20,436,967	-	-	-	20,436,967
先物契約証拠金勘定	-	-	-	680,150	680,150
以下に関する債権:					
利息	-	-	-	10,365,076	10,365,076
その他の資産	-	-	-	204,770	204,770
資産合計	1,244,928,415	-	-	11,326,842	1,256,255,257
<b>負債</b>					
純損益を通じて公正価値で測					
定する金融負債	-	-	-	5,414	5,414
以下に関する債務:					
受益証券の償還	-	-	-	500,000	500,000
専門家報酬	-	-	-	5,982,240	5,982,240
投資顧問会社報酬	-	-	-	882,777	882,777
管理事務代行会社報酬	-	-	-	1,277,421	1,277,421
保管受託銀行報酬	-	-	-	675,316	675,316
名義書換代理人報酬	-	-	-	341,910	341,910
受託会社報酬	-	-	-	253,456	253,456
負債合計	-	-	-	9,918,534	9,918,534
金利感応度ギャップ合計	1,244,928,415	-	-		

2014年6月30日現在、金利が100ベースポイント上下動したとした場合、他のすべての変数が不変ならば、当年度または当期間の純損益は合計約5,216,557円増減していた。これは主として、債務証券の市場価格の変動によるものである。2013年12月31日現在、金利が100ベースポイント上下動したとした場合、他のすべての変数が不変ならば、当年度または当期間の純損益は合計約6,696,219円増減していた。

為替リスク - 当ファンドが投資する有価証券およびその他の金融商品は、当ファンドの機能通貨以外の通貨建てであるか、機能通貨以外の通貨で値付けされることがある。このため、為替レートの変動は、当ファンドの

ポートフォリオの価値に影響を及ぼす可能性がある。通例、当ファンドの機能通貨の価値が他通貨に対して上昇した場合、その通貨建の有価証券は価値を喪失する。なぜなら、当該通貨は、当ファンドの機能通貨への転換を実施する価値が乏しいためである。逆に、当ファンドの機能通貨の価値が他通貨に対して低下した場合、その通貨建の有価証券は価値が上がる。このリスクは、一般的に「為替リスク」として知られており、当ファンドの弱い機能通貨は投資家へのリターンを増加させる可能性があるが、当ファンドの強い機能通貨は、それらのリターンを減少させる可能性があることを意味する。

以下の表は、貨幣性および非貨幣性項目を含む、2014年6月30日および2013年12月31日現在の為替リスクに対する当ファンドのエクスポージャーの要約である。

2014年6月30日現在		純損益を通じて				その他の資産およびその他		
		現金および現金同等物 (円)	先物契約 証拠金勘定 (円)	公正価値で測定 する金融資産 (円)	先物 (円)	為替予約 (円)	の負債 (円)	純額 (円)
豪ドル	AUD	53,652,044	829,385	1,209,776,692	(60,499)	-	(30,575,935)	1,233,621,687
米ドル	USD	37,670	-	-	-	-	-	37,670
		53,689,714	829,385	1,209,776,692	(60,499)	-	(30,575,935)	1,233,659,357
日本円	JPY	(37,978)	-	-	-	-	(3,500,000)	(3,537,978)
		53,651,736	829,385	1,209,776,692	(60,499)	-	(34,075,935)	1,230,121,379

2013年12月31日現在		純損益を通じて				その他の資産およびその他		
		現金および現金同等物 (円)	先物契約 証拠金勘定 (円)	公正価値で測定 する金融資産 (円)	先物 (円)	為替予約 (円)	の負債 (円)	純額 (円)
豪ドル	AUD	20,463,412	680,150	1,224,491,448	50,401	(5,414)	1,156,726	1,246,836,723
		20,463,412	680,150	1,224,491,448	50,401	(5,414)	1,156,726	1,246,836,723
日本円	JPY	-	-	-	-	-	(500,000)	(500,000)
		20,463,412	680,150	1,224,491,448	50,401	(5,414)	656,726	1,246,336,723

以下の表は、2014年6月30日および2013年12月31日現在、為替変動の変化に対する当ファンドの資産および負債の感応度の要約である。当該分析は、関連する為替レートは、他のすべての変数が不変ならば、対日本円で以下の表に開示されているパーセンテージだけ上昇/下落したという仮定に基づいている。これは、投資顧問会社による為替レートの合理的な可能性のある変動の最善の見積りであり、それらのレートのヒストリカル・ボラティリティを考慮している。償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産の増加または減少は、主として、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債に分類される債務証券の公正価値の変動により生じる。

通貨	為替レートの合理的な可能性のある変動	
	2014年	ファンド純資産への影響
AUD	+/- 2%	+/- 24,672,434
USD	+/- 3%	+/- 1,130

通貨	為替レートの合理的な可能性のある変動	
	2013年	ファンド純資産への影響
AUD	+/- 4%	+/- 49,853,685

信用リスク - 当ファンドの資産の投資先となる債務証券は、発行目論見書に当初規定されているように、発行体の破産等の理由によって満期日までに当該証券の元本または利息が支払われないリスク(当該債務証券に基づ

く債務支払の不履行のリスク、および当該債務証券の発行体の破産時に銀行および他の債権者が優先権を有する他の債権に劣する債務証券に基づく債務支払のリスク)、ならびに債務不履行のリスクの増加が認識されたことにより証券の価値が減少するリスクにさらされることがある。かかるリスクは、信用リスク(または債務不履行リスク)と呼ばれる。

当ファンドは、信用リスクにさらされており、信用リスクとは金融商品の一方の当事者が債務を履行できなくなり、他方の当事者が財務的損失を被ることとなるリスクである。当ファンドがさらされている主な集中化は、債務証券に対する当ファンドの投資から生じたものである。また、当ファンドは、トレーディング・デリバティブ商品、現金および現金同等物、ブローカーに対する債権金額、ならびにその他の債権残高に係る取引相手方の信用リスクにもさらされている。

当ファンドは、このリスクを管理するために、高格付けの証券および商品に投資し、格付けAA+/Aa1またはそれ以上の平均格付けを常時維持する方針である。また、当ファンドは、投資顧問会社が当該格付け機関の用いたアプローチと一致するアプローチを用いて格付けを付した場合、無格付け資産に対しても投資を行うことがある。以下の分析は、2014年6月30日および2013年12月31日現在、当ファンドの純資産に対するパーセンテージで債務証券ポートフォリオの信用の質を要約したものである。

ムーディーズの格付け別債務証券(純資産比率%)

	2014年	2013年
Aaa	75%	79%
Aa1	23%	19%
	98%	98%

上場有価証券取引はすべて、承認されたブローカーを使って受渡し時に決済/支払が行われる。ブローカーが支払を受領した場合のみ売却有価証券の受渡しを行うことから、債務不履行のリスクは最小限であると考えられる。購入時の支払は、ブローカーが有価証券を受領した場合に行う。当事者の一方が債務を履行できなくなった場合、売買はフェイル(fail)することとなる。

投資顧問会社は、当ファンドの信用ポジションを継続的に監視している。

2014年6月30日および2013年12月31日現在、全金融資産の信用リスクに対する最大エクスポージャーは、財政状態計算書に示されている帳簿金額である。これらの資産は、減損しておらず期日も経過していない。

当ファンドの有価証券取引に関する決済および預託業務は、優良ブローカー1社、すなわちブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーに主に集中している。2014年6月30日および2013年12月31日現在、現金および現金同等物、ブローカーに対する債権残高、ならびに投資はほとんどすべて、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーに保管されている。当ファンドを信用リスクにさらす可能性があるデリバティブおよびその取引相手方の表については、投資明細表を参照のこと。

流動性リスク - 流動性リスクとは、金融負債に関連する債務を履行するにあたり、当ファンドが困難に直面するリスクである。

当ファンドは、日々、償還可能受益証券の償還を行っている。そのため、当ファンドは重要な流動性リスクにさらされている。当ファンドは、資産の大部分を活発な市場で取引され容易に処分可能な有価証券に投資することによって、このリスクを管理しているが、かかる流動性条件が将来常に存在するという保証はない。

また、当ファンドは、為替予約に関連した契約上の現金支出に関しても流動性リスクを有している。しかし、かかる支出は、投資明細表に表示されているとおり、為替予約の反対サイドから純額で管理されている。

以下の表は、2014年6月30日および2013年12月31日現在の、流動性リスクに対する当ファンドのエクスポージャーの要約である。

	1ヶ月未満 (円)	1 - 3ヶ月 (円)	3ヶ月超 (円)	合計 (円)
2014年6月30日現在				
以下に関する債務:				
有価証券の購入	39,257,478	-	-	39,257,478
受益証券の償還	3,500,000	-	-	3,500,000
専門家報酬	3,949,473	-	-	3,949,473
管理事務代行会社報酬	841,549	-	-	841,549
投資顧問会社報酬	815,280	-	-	815,280
保管受託銀行報酬	578,353	-	-	578,353

名義書換代理人報酬	250,665	-	-	250,665
受託会社報酬	161,758	-	-	161,758
契約上の現金支出 (決済済デリバティブを 除く。)	49,354,556	-	-	49,354,556

	1ヶ月未満 (円)	1 - 3ヶ月 (円)	3ヶ月超 (円)	合計 (円)
2013年12月31日現在				
以下に関する債務：				
受益証券の償還	500,000	-	-	500,000
専門家報酬	5,982,240	-	-	5,982,240
投資顧問会社報酬	882,777	-	-	882,777
管理事務代行会社報酬	1,277,421	-	-	1,277,421
保管受託銀行報酬	675,316	-	-	675,316
名義書換代理人報酬	341,910	-	-	341,910
受託会社報酬	253,456	-	-	253,456
契約上の現金支出 (決済済デリバティブを 除く。)	9,913,120	-	-	9,913,120

償還可能受益証券は、保有者の選択により請求があり次第償還される。しかし、受託会社は、大抵これらの金融商品の保有者は中長期にわたってそれらを保有し続けることから、開示されているこの契約上の満期は実際の現金支出を表さないと予測している。

2014年6月30日現在、2名の受益証券保有者が当ファンドの償還可能受益証券の100%を保有していた。

投資顧問会社は、当ファンドの流動性ポジションを継続的に監視している。

流動性リスクは、非流動有価証券(非公開の資本、非上場株式、および非流動のタイプの有価証券を含むがそれらに限定されない。)の純資産に対する比率を15パーセント以下にすることによって、管理されている。

以下の表は、2014年6月30日現在の、純額決済される当ファンドの損失ポジションにあるデリバティブ金融商品の分析である。それらの契約上の満期は、当ファンドの投資戦略に基づいたキャッシュ・フローの時期の理解に不可欠であるとみなされる。

	1ヶ月未満(円)	1 - 3ヶ月(円)	3ヶ月超(円)	合計(円)
2014年6月30日現在				
純額決済デリバティブ 先物契約	-	-	(60,499)	(60,499)

以下の表は、2013年12月31日現在の、純額決済される当ファンドの利益ポジションにあるデリバティブ金融商品の分析である。それらの契約上の満期は、当ファンドの投資戦略に基づいたキャッシュ・フローの時期の理解に不可欠であるとみなされる。

	1ヶ月未満(円)	1 - 3ヶ月(円)	3ヶ月超(円)	合計(円)
2013年12月31日現在				
純額決済デリバティブ 先物契約	-	-	50,401	50,401

2014年6月30日現在、当ファンドは、総額決済されるデリバティブ金融商品を保有していなかった。それらの契約上の満期は、当ファンドの投資戦略に基づいたキャッシュ・フローの時期の理解に不可欠であるとみなされる。

	1ヶ月未満(円)	1 - 3ヶ月(円)	3ヶ月超(円)	合計(円)
2013年12月31日現在				
総額決済デリバティブ 為替予約				
- 支出	505,414	-	-	505,414
- 収入	500,000	-	-	500,000

自己資本リスク管理 - 当ファンドの自己資本は、償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産である。償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産の金額は、当ファンドが受益証券保有者の判断による購入申込および償還請求を日々受けるため、日次ベースで著しく変動する可能性がある。当ファンドの自己資本管理の目的は、受益証券保有者にリターンを、その他の証券の保有者に利益を提供するために、継続企業として存続する当ファンドの能力を保全すること、ならびに、当ファンドの投資活動の進展を支えるために、強固な自己資本基盤を維持することである。自己資本構成を維持または調整するために、当ファンドは以下を実施する方針である。

- ・流動資産に係る日々の購入申込および償還請求の水準を監視し、当ファンドが償還可能受益証券の保有者に対して支払う分配金の金額を調整する。
- ・当ファンドの規約文書に従って、償還および新規受益証券の発行を行う。

受託会社および投資顧問会社は、償還可能受益証券保有者に帰属する純資産の価値に基づき自己資本を監視している。

取引相手方およびブローカーのリスク - 投資顧問会社またはその代理人が、当ファンドの口座において、取引もしくは投資する銀行およびブローカー業務企業を含む金融機関および取引相手方は、当ファンドに負っている各々の義務に対して、財政的な困難および債務不履行に直面することがある。

いかなるかかる債務不履行も、当ファンドに重大な損失をもたらす可能性がある。さらに、投資顧問会社は、一定の取引を確保するために、取引相手方に当ファンドの口座の担保を差し出すこともある。

当ファンドは、各取引相手方とマスター・ネットィング契約を締結することで、取引相手方信用リスクに対するエクスポージャーを軽減するよう努めている。当該マスター・ネットィング契約により、当ファンドには、取引相手方の信用の質が特定レベル以上に悪化した場合、かかる契約に基づき売買されたすべての取引を終了する権利が与えられている。当該マスター・ネットィング契約は各当事者に対して、他方の当事者による債務不履行または当該契約の解除が生じた時点で、かかる契約に基づき売買されたすべての取引を打ち切り、各取引における債権と債務をネットィングすることで、一方の当事者から他方の当事者に対する単一の債務とする権利を与えている。店頭デリバティブ関連の取引相手方信用リスクから生じる当ファンドの損失リスクが最大となるのは通常、未実現の評価益と取引相手方の未払金の総額が、取引相手方が当ファンドに差し入れた担保額を上回った場合である。当ファンドは、一定の最低譲渡規定に従い、店頭デリバティブにおいて取引相手方の利益のため、未決済のデリバティブ契約に対して、各取引相手方の未実現評価益以上の金額を担保に差し入れるよう求められることがあり、かかる差し入れ担保は（もしあれば）、投資有価証券明細表において特定される。

2014年6月30日現在、当ファンドのデリバティブ資産および負債は以下のとおりであった。

デリバティブ負債	認識された負債 (総額) (円)	財政状態計算書において相殺された金額 (総額) (円)		財政状態計算書において表示された負債 (純額) (円)	
		金額 (円)	金額 (円)	現金担保*	純額 (円)
先物契約	(60,499)	-	-	-	(60,499)
	(60,499)	-	-	-	(60,499)

デリバティブ負債	財政状態計算書において相殺されていない金額 (総額)			純額 (円)
	財政状態計算書において表示された負債 (純額) (円)	金融商品 (円)	現金担保*	
先物契約	(60,499)	-	-	(60,499)
	(60,499)	-	-	(60,499)

\* 実際の（受け入れた）/ 差し入れた担保は上記の表で開示された金額よりも多い可能性がある。

2013年12月31日現在、当ファンドのデリバティブ資産および負債は以下のとおりであった。

	認識された資産 (総額) (円)	財政状態計算書 において相殺さ れた金額(総 額) (円)	財政状態計算書 において表示さ れた資産(純 額) (円)
デリバティブ資産			
先物契約	50,401	-	50,401
	50,401	-	50,401

## 財政状態計算書において相殺されていない金額(総額)

デリバティブ資産	財政状態計算書 において表示さ れた資産(純 額) (円)	金融商品(円)	現金担保*	純額(円)
先物契約	50,401	-	-	50,401
	50,401	-	-	50,401

	認識された負債 (総額) (円)	財政状態計算書 において相殺さ れた金額(総 額) (円)	財政状態計算書 において表示さ れた負債(純 額) (円)
デリバティブ負債			
為替予約	(5,414)	-	(5,414)
	(5,414)	-	(5,414)

## 財政状態計算書において相殺されていない金額(総額)

デリバティブ負債	財政状態計算書 において表示さ れた負債(純 額) (円)	金融商品(円)	現金担保*	純額(円)
為替予約	(5,414)	-	-	(5,414)
	(5,414)	-	-	(5,414)

\* 実際の(受け入れた)/差し入れた担保は上記の表で開示された金額よりも多い可能性がある。

保管受託銀行のリスク - 受託会社も、投資顧問会社も、当ファンドの保有有価証券全ての保管を管理していない。保管受託銀行として業務を行うために選ばれた、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(以下「保管受託銀行」という。)、または他の銀行やブローカー業務企業は破綻する可能性があり、そのことにより、当ファンドは、それらの保管受託銀行が保有するファンドまたは有価証券の全てまたは一部を喪失する可能性がある。

公正価値の見積り - 活発な市場で取引されていない金融資産・負債の公正価値は、評価技法を用いて算定される。当ファンドは、種々の方法を用いて、各年度末日現在の市況に基づいた仮定を行う。オプション、通貨スワップ、およびその他の店頭デリバティブ等、標準化されていない金融商品に関して用いられる評価技法には、比較可能な最近の独立第三者間取引の利用、ほぼ同じ他の金融商品の参照、割引キャッシュ・フロー分析、オプション価格算定モデル、および市場参加者が一般に用いている市場のインプットを最大限に利用し企業固有のインプットにはなるべく依存しないその他の評価技法が含まれる。一定の金融資産は、投資顧問会社によって、償却原価で評価され、それらの帳簿価額は、公正価値の合理的な近似値とみなされる。

活発な市場がない金融商品について、当ファンドは、内部で開発したモデルを用いることがある。モデルは、通例、業界内で標準であると一般に認められている評価方法・技法に基づく。評価モデルは、主として、事業年度において市場が活発でなかったかまたは活発ではない、非上場の株式、債券、およびその他の負債性金融商品の評価に用いられる。これらのモデルへのインプットの一部は、市場が観測可能でないことがあるため、仮定値に基づいて見積りが行われる。

モデルのアウトプットは、必ず、確信的に算定することができない価値の見積りまたは近似値となる。使用される評価技法は、当ファンドの保有ポジションに関連するすべての要素を完全に反映していない場合があ

る。従って、評価額は、追加要素(モデル・リスク、流動性リスク、および取引相手方リスクを含む。)を考慮に入れて、適宜調整される。

その他の債権および債務の帳簿価額(減損引当金控除後)は、公正価値に近似しているとみなされている。開示目的上、金融負債の公正価値は、当ファンドが入手可能な、類似した金融商品の期末の市場金利で、契約上の将来キャッシュ・フローを割り引くことによって見積られる。

公正価値ヒエラルキーには、以下のレベルがある。

- ・レベル1のインプットは、測定日現在企業が入手可能な、同一の資産または負債についての活発な市場における(未調整の)相場価格である。
- ・レベル2のインプットは、当該資産または負債について直接的にまたは間接的に観察可能な、レベル1に含まれる相場価格以外のインプットである。
- ・レベル3のインプットは、当該資産または負債についての観察不能なインプットである。レベル3に分類される投資は、売買がまれなことから、重要な観察不能なインプットを有している。

公正価値測定が全体として区分される公正価値ヒエラルキーのレベルは、その公正価値測定の全体にとって重要な最も低いレベルのインプットに基づいて決定される。この目的上、インプットの重要性は、その公正価値測定の全体に対して評価される。公正価値測定が、観察不能なインプットに基づく重要な調整を要する観察可能なインプットを使用している場合には、その測定はレベル3の測定である。公正価値測定の全体にとっての特定のインプットの重要性の評価は、当該資産または負債に固有の要素を考慮しながら、判断を必要とする。

何が「観察可能」であるかの決定は、当ファンドによる重要な判断が必要である。当ファンドは、容易に入手可能な、定期的に頒布または更新される、信頼できかつ検証可能な、独占的でない、および、関連する市場に積極的に関わっている独立した情報源によって供給される市場データを、観察可能なデータとみなしている。

以下は、2014年6月30日現在、当ファンドの金融資産および金融負債を評価する際に用いたインプットに従った公正価値評価の要約である。

2014年6月30日現在

金融資産	同一の投資についての活発な市場における(未調整の)相場価格 (レベル1)(円)	その他の重要な観察可能なインプット (レベル2)(円)	重要な観察不能なインプット (レベル3) (円)	2014年6月30日 現在公正価値(円)
オーストラリア	-	1,064,737,032	-	1,064,737,032
国際機関	-	145,039,660	-	145,039,660
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	-	1,209,776,692	-	1,209,776,692
金融負債				
先物契約*	(60,499)	-	-	(60,499)
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	(60,499)	-	-	(60,499)

\*金額は、先物契約における未実現評価益(評価損)を表す。

以下は、2013年12月31日現在、当ファンドの金融資産および金融負債を評価する際に用いたインプットに従った公正価値評価の要約である。

2013年12月31日現在

金融資産	同一の投資についての活発な市場における(未調整の)相場価格 (レベル1) (円)	その他の重要な観察可能なインプット (レベル2)(円)	重要な観察不能なインプット (レベル3) (円)	2013年12月31日 現在公正価値(円)
オーストラリア	-	1,034,752,748	-	1,034,752,748
国際機関	-	189,738,700	-	189,738,700
先物契約*	50,401	-	-	50,401
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	50,401	1,224,491,448	-	1,224,541,849
金融負債				
為替予約*	-	(5,414)	-	(5,414)

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	-	(5,414)	-	(5,414)
----------------------	---	---------	---	---------

\*金額は、先物契約および為替予約における未実現評価益（評価損）を表す。

2014年6月30日に終了した6ヶ月間および2013年12月31日に終了した年度において、レベル間の移動はなかった。

価値が活発な市場における市場相場価格に基づいていることからレベル1に分類される投資には、資本性有価証券が含まれる。当ファンドは、これらの金融商品に関して相場価格の調整を行っていない。

活発でないといみなされる市場で売買されるが市場相場価格、ディーラーの提示価格、観察可能なインプットによって裏付けられる代替的な価格決定の情報源または手段に基づいて評価される金融商品は、レベル2に分類される。これらには、為替予約が含まれる。レベル2の投資は、活発な市場で売買されない、および/または譲渡制限が課せられているポジションを含む場合があるため、評価額は、非流動性および/または非譲渡性を反映して調整されることがあり、通常、入手可能な市場情報に基づいている。

レベル3に分類される投資は、売買がまれなことから、重要な観察不能なインプットを有している。レベル3の投資には、非公開の資本性投資が含まれる。それらの有価証券に関しては観察可能な価格が入手できないため、評価技法を使用して公正価値を導出する。当ファンドは、2014年6月30日および2013年12月31日現在、いかなる保有資産もレベル3に分類してなかった。

公正価値で計上されないが公正価値が開示されている資産および負債 - 2014年6月30日および2013年12月31日現在、現金および現金同等物はレベル1に分類されている。公正価値で測定されないが公正価値が開示されているその他の資産および負債はすべて、レベル2に分類されている。資産および負債の内訳については財政状態計算書を、評価方法の詳細については注記2を参照のこと。

#### 4. 極めて重要な会計上の見積りおよび判断

##### 4.1 極めて重要な会計上の見積りおよび仮定

経営者は、資産および負債の報告金額に影響を与える将来について、見積りおよび仮定を行っている。見積りは、継続的に評価され、過去の経験およびその他の要素（その状況下で合理的と考えられる将来の事象の予想を含む。）に基づいている。結果として生じた会計上の見積りは、当然ながら、関連する実際の結果と同じになることはほとんどない。

##### 4.2 極めて重要な判断：機能通貨

受託会社は、日本円が、基本となる取引、事象および状態の経済的効果を最も忠実に表す通貨であると考えている。日本円は、当ファンドが業績を測定し成績を報告する通貨であり、また、当ファンドが投資家から払込金を受領する通貨である。

#### 5. 償還可能受益証券

発行が承認される受益証券の口数は、制限がなく、無額面とされている。各受益証券は当ファンドにおける非分割の受益権を表わしており、その結果、当ファンドの終了時に受益証券保有者に支払われる金額は、該当する受益証券のクラスに帰属する純資産額をその時点で流通済の当該クラスの全受益証券で除した取り分と等しくなる。受益証券は記名式で発行され、購入者による特段の要求がない限り、証書は発行されない。当ファンドの受益証券保有者の登録簿は、受益証券の所有権の確認となり、発行時に証書（要求した場合）は、当該証書の発行日において登録簿に示されている地位の証拠となる。

以降の募集が100,000米ドル相当の日本円を下回らないことを条件に、当該最低額の適用が受託会社の裁量で放棄されない限り、適格投資家は、該当する購入価格で以降の購入日に受益証券を購入することが可能である。同じクラスの受益証券の追加購入の意向を有する現受益証券保有者に関しては、以降の購入について最低額の制限はない。また、購入については最高額の制限もない。

受益証券に係る支払はすべて、当ファンドの機能通貨である日本円で行われる。受託会社は、何らかの理由により、および、理由を示すことなく、購入を受け付けないことが可能である。

受益証券保有者は制限付議決権を有し、受益証券保有者の投票は、限られた一定の状況においてのみ要求される。それらの状況において、当ファンドの発行済受益証券の純資産額の過半数を占める投票または書面による同意のいずれかにより、受益証券保有者の決議は可決される。特定のファンドの受益証券保有者のみが影響を受ける特別な場合には、当該ファンドの発行済受益証券の純資産額の過半数を占める個別の決議または書面

による同意によって、当該ファンドの受益証券保有者は、独立したクラスとして投票するよう要求される。

2014年6月30日および2013年12月31日現在、純資産合計、流通済受益証券、および受益証券1口当たり純資産額は、以下のとおりであった。

2014年6月30日

受益証券のクラス	純資産合計(円)	流通済受益証券	受益証券1口当たり 純資産額(円)
T1クラス	225,106,567	282,639,847	0.7964
T2クラス	274,845,356	275,014,652	0.9994
Aクラス	452,295,567	549,986,818	0.8224
Bクラス	211,301,406	205,830,731	1.0266
Jクラス	66,572,483	63,149,453	1.0542

2013年12月31日

受益証券のクラス	純資産合計(円)	流通済受益証券	受益証券1口当たり 純資産額(円)
T1クラス	209,949,633	249,987,585	0.8398
T2クラス	264,361,752	263,161,909	1.0046
Aクラス	483,192,517	555,511,747	0.8698
Bクラス	225,846,133	218,574,485	1.0333
Jクラス	62,986,688	60,313,540	1.0443

受益証券は、各営業日に買戻しが可能である。受益証券保有者は、受益証券の買戻しを要求する通知書(以下「買戻通知書」という。)を送達し、受託会社(またはその代理人)がその中で指定された受益証券を買い戻すよう要求することが可能である。一旦提出した買戻通知書は、通常または特殊な場合に受託会社(またはその代理人)が決定しない限り、撤回できない。

買戻しに関して、最低額および最高額の制限はない。しかし、かかる一部買戻しによって関連するクラスにおける関連する受益証券保有者の残りの保有高が100,000米ドル相当の日本円または当該クラスの受益証券の最低価値(時として受託会社が定める場合もある。)を下回るようなことがなければ、いかなるクラスの受益証券の保有高の一部買戻しも実施が可能である。受託会社は、受益証券保有者に対し書面による通知を少なくとも5営業日前に行うことによって、その時点での受益証券1口当たり実勢純資産額から受託会社が負担する経費または当該受益証券保有者が支払うべき金銭を差し引いた額で、受益証券の全部または一部を償還することが可能である。

2014年6月30日に終了した6ヶ月間および2013年12月31日に終了した年度における受益証券の発行口数、償還口数、および流通済口数は、以下のとおりであった。

2014年 受益証券のクラス	2013年12月31日現在	償還可能受益証券の 発行	償還可能受益証券の 償還	2014年6月30日現在
T1クラス	249,987,585	36,400,176	(3,747,914)	282,639,847
T2クラス	263,161,909	11,852,743	-	275,014,652
Aクラス	555,511,747	72,709,576	(78,234,505)	549,986,818
Bクラス	218,574,485	8,342,315	(21,086,069)	205,830,731
Jクラス	60,313,540	2,835,913	-	63,149,453
合計	1,347,549,266	132,140,723	(103,068,488)	1,376,621,501

2013年 受益証券のクラス	2012年12月31日現在	償還可能受益証券の 発行	償還可能受益証券の 償還	2013年12月31日現在
T1クラス	268,889,294	16,535,235	(35,436,944)	249,987,585
T2クラス	278,695,347	-	(15,533,438)	263,161,909
Aクラス	778,426,807	200,988,697	(423,903,757)	555,511,747
Bクラス	314,847,454	59,594,045	(155,867,014)	218,574,485
Jクラス	48,500,000	13,370,566	(1,557,026)	60,313,540
合計	1,689,358,902	290,488,543	(632,298,179)	1,347,549,266

## 6. デリバティブ金融商品

為替予約 - 為替予約は、合意された将来のある日に合意された価格で定量の外貨を受け取るまたは引き渡す契約上の債務である。これらの予約は、予約締結日現在の先物為替レートと測定日現在の先物レートとの差額に基づいて、日々評価される。

特定の種類の金融商品の想定元本は、財政状態計算書に認識される金融商品との比較基準となるが、当該金融商品に係る将来キャッシュ・フローの金額または当該金融商品の期末の公正価値を必ずしも示していないことから、信用リスクまたは市場価格リスクに対する当ファンドのエクスポージャーを示すものではない。デリバティブ金融商品は、それらの契約条件に係る市場価格または為替レートの変動の結果、有利(資産)または不利(負債)になる。保有するデリバティブ金融商品の契約額または想定元本の総額、金融商品の有利または不利の度合、およびデリバティブ金融資産・負債の公正価値総額は、時として著しく変動する可能性がある。

先物契約 - 当ファンドは、予想される市場状況の変動に対してヘッジするために、先物契約を締結することがある。かかる変動とは、ヘッジしなければ、当ファンドが保有する有価証券の価値、または後日購入する意図のある有価証券の価格に不利な影響を及ぼす可能性があるものである。先物契約の契約額は、当ファンドが特定の契約において有する投資を表し、必ずしも、リスクに潜在的にさらされる額を表すものではない。先物契約の取引は、程度の差はあれ、財政状態計算書に反映されるいかなる額を超える損失のリスクを含む。先物契約に関連するリスクの測定は、関連および相殺する取引すべてを考慮する場合にのみ、意味をなす。利益および損失は、先物契約の満期または決済の際に実現される。当ファンドが保有する先物契約は、取引される市場の公式な決済価格で日々評価される。

## 7. 関連当事者との取引

当事者は、ある当事者が他方の当事者を支配する能力を有しているかまたは他方の当事者に対し財務または営業の決定に際して重要な影響力を行使する場合に、関連があるとみなされる。

### (a) 受託会社報酬

受託会社は、該当する月の各営業日に、当ファンドの平均純資産額の年率0.01%の報酬を受け取る。当該報酬は、毎月、算出および支払が行われ、最低年次報酬を10,000米ドルとしている。

2014年6月30日および2013年6月30日に終了した6ヶ月間に受託会社が稼得した報酬、ならびに2014年6月30日および2013年12月31日現在の受託会社に対する未払報酬残高は、包括利益計算書および財政状態計算書に開示されている。

### (b) 管理事務代行会社報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(以下「管理事務代行会社」という。)は、純資産のうち最初の250百万米ドルに対しては年率0.06%、次の純資産250百万米ドルに対しては0.05%、500百万米ドルを超える純資産の全額に対しては0.04%の報酬を受け取り、最低月次報酬は4,200米ドルとされている。

2014年6月30日および2013年6月30日に終了した6ヶ月間に管理事務代行会社が稼得した報酬、ならびに2014年6月30日および2013年12月31日現在の管理事務代行会社に対する未払報酬残高は、包括利益計算書および財政状態計算書に開示されている。

### (c) 保管受託銀行報酬

保管受託銀行は、取引に基づく報酬および資産に基づく保管報酬を受領する。報酬は、毎月算出され後払いで支払われる。

2014年6月30日および2013年6月30日に終了した6ヶ月間に保管受託銀行が稼得した報酬、ならびに2014年6月30日および2013年12月31日現在の保管受託銀行に対する未払報酬残高は、包括利益計算書および財政状態計算書に開示されている。

### (d) 名義書換代理人報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(以下「名義書換代理人」という。)は、年間報酬10,000米ドルおよび一定の取引に基づく手数料を受領する。

2014年6月30日および2013年6月30日に終了した6ヶ月間に名義書換代理人が稼得した報酬、ならびに2014年6月30日および2013年12月31日現在の名義書換代理人に対する未払報酬残高は、包括利益計算書および財政状態計算書に開示されている。

## (e) 投資顧問会社報酬

投資顧問会社は、当ファンドの平均純資産額から年率0.21%の報酬を受領する。報酬は、日々算出され、半年ごとに支払われる。

投資顧問会社は、ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッドを当ファンドの副投資顧問会社（以下「副投資顧問会社」という。）に任命している。副投資顧問会社の報酬は、投資顧問会社によって支払われる。

2014年6月30日および2013年6月30日に終了した6ヶ月間に投資顧問会社が稼得した報酬、ならびに2014年6月30日および2013年12月31日現在の投資顧問会社に対する未払報酬残高は、包括利益計算書および財政状態計算書に開示されている。

## (f) デリバティブの取引相手方

当ファンドは、受託会社の関連当事者であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーと、為替予約を締結することを認められている。2013年12月31日現在、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの未決済の為替予約はすべて、投資明細表に開示されている。2014年6月30日現在、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの未決済の為替予約はなかった。

## 8. 財政状態計算書日後の事象

受託会社は、当期末から2014年8月25日（本財務書類の公表が可能となった日）までの後発の事象および取引の評価を行った。2014年7月1日から2014年8月25日まで、25,600,000円の募集、30,200,000円の償還があった。同期間に支払われた分配金は21,764,195円であった。財政状態計算書日後、本財務書類において開示を要する後発事象は他にない。

## 短期公社債マザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

	平成26年 6月25日現在	平成26年12月25日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	2,513,937	33,246,722
国債証券	399,978,100	269,999,568
未収利息	2	38
流動資産合計	402,492,039	303,246,328
資産合計	402,492,039	303,246,328
<b>負債の部</b>		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	394,701,398	297,329,365
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	7,790,641	5,916,963
元本等合計	402,492,039	303,246,328
純資産合計	402,492,039	303,246,328
負債純資産合計	402,492,039	303,246,328

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成26年 6月26日 至 平成26年12月25日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配は使用いたしません。）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）に基づいて評価しております。</p>

## （貸借対照表に関する注記）

平成26年 6月25日現在	平成26年12月25日現在
1. 計算日における受益権の総数  394,701,398口	1. 計算日における受益権の総数  297,329,365口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額  1口当たり純資産額 1.0197円 (1万円当たり純資産額) (10,197円)	2. 計算日における1単位当たりの純資産の額  1口当たり純資産額 1.0199円 (1万円当たり純資産額) (10,199円)

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成25年12月26日 至 平成26年 6月25日	自 平成26年 6月26日 至 平成26年12月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	<p>当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが投資している有価証券は、国債証券であり、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。</p>	同左

区分	自 平成25年12月26日 至 平成26年 6月25日	自 平成26年 6月26日 至 平成26年12月25日
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	<p>コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。</p> <p>また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。</p> <p>市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。</p> <p>信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。</p> <p>流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。</p>	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

平成26年 6月25日現在	平成26年12月25日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>国債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>同左</p>

( 関連当事者との取引に関する注記 )

	自 平成25年12月26日 至 平成26年 6月25日	自 平成26年 6月26日 至 平成26年12月25日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

### 1 元本の移動

区分	平成26年 6月25日現在	平成26年12月25日現在
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	424,124,702円	394,701,398円
期中追加設定元本額	- 円	686,410円
期中一部解約元本額	29,423,304円	98,058,443円
同期末における元本の内訳		
新光ピュア・インド株式ファンド	218,101,914円	120,043,471円
新光ブラジル債券ファンド	107,294,012円	107,294,012円
世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド（通貨選択型）円コース	9,941,981円	9,941,981円
世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド（通貨選択型）豪ドルコース	17,759,859円	17,759,859円
世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコース	33,218,606円	33,218,606円
世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド（通貨選択型）南アフリカランドコース	1,602,911円	1,602,911円
世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド（通貨選択型）マネープールファンド	936,822円	1,623,232円
豪ドル高格付債ファンド（毎月決算／目標払出し型）T1コース	2,751,032円	2,751,032円
豪ドル高格付債ファンド（毎月決算／目標払出し型）T2コース	2,358,028円	2,358,028円
高格付短期豪ドル債ファンド	736,233円	736,233円
合計	394,701,398円	297,329,365円

### 2 有価証券関係

#### 売買目的有価証券

種類	平成26年 6月25日現在	平成26年12月25日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	22,260	288
合計	22,260	288

（注）「当期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

### 3 デリバティブ取引等関係

#### 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第438回国庫短期証券	10,000,000	9,999,960	
	第485回国庫短期証券	60,000,000	59,999,808	
	第502回国庫短期証券	200,000,000	199,999,800	
	合計	270,000,000	269,999,568	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

#### 高格付短期豪ドル債ファンド

（平成26年12月30日現在）

資産総額	71,144,330円
負債総額	409,934円
純資産総額（ - ）	70,734,396円
発行済口数	67,667,178口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0453円
（1万口当たり純資産額）	（10,453円）

#### （参考）短期公社債マザーファンド

（平成26年12月30日現在）

資産総額	403,247,158円
負債総額	円
純資産総額（ - ）	403,247,158円
発行済口数	395,378,194口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0199円
（1万口当たり純資産額）	（10,199円）

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託者は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

### （1）投資信託受益証券の名義書換等

受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### （2）受益者等名簿

該当事項はありません。

### （3）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

### （4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振り替えの申請をするものとしてします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振り替えについて、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### a．資本金の額（平成26年12月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### b．委託会社の機構

(イ) 株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠選任により選出された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

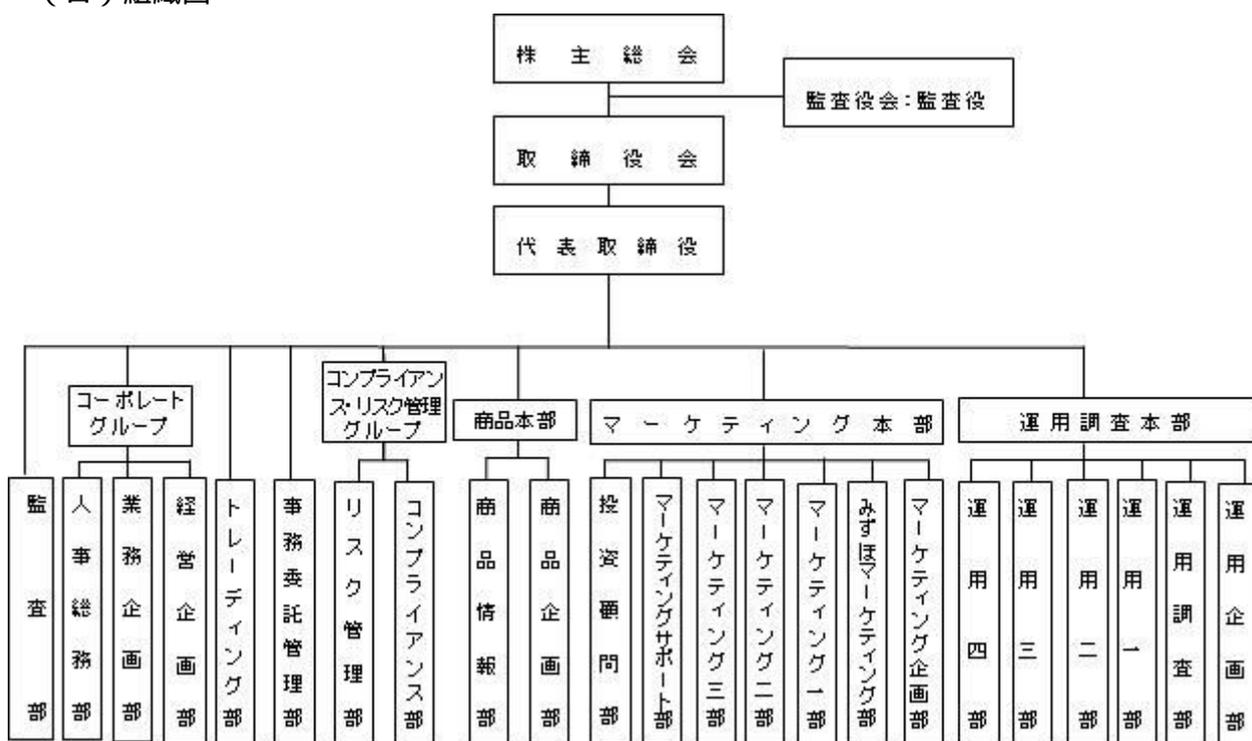
取締役会の決議により、取締役の中から会長1名、社長1名、副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

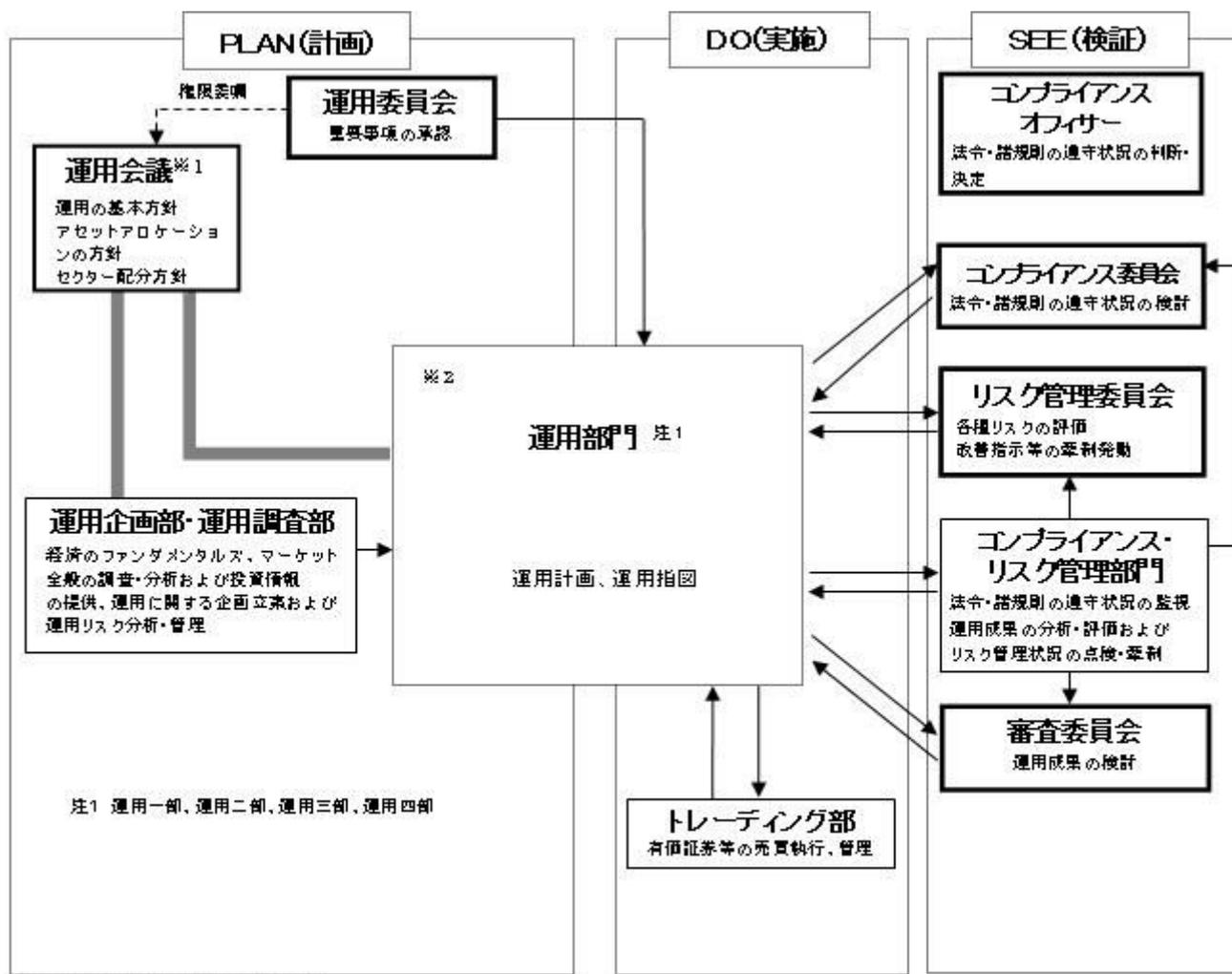
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定します。

(ロ) 組織図



(ハ) 投資運用の意思決定機構



実線の矢印は情報の流れを示します。

※1 運用会議は運用企画部・運用調査部、運用部門(運用一部～四部)で構成されます。

※2 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が行います。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成26年12月30日現在）

種類	ファンド本数	純資産額（百万円）
総合計	280	4,173,914
株式投資信託（合計）	252	3,414,305
単位型	33	117,260
追加型	219	3,297,045
公社債投資信託（合計）	28	759,609
単位型	1	222
追加型	27	759,386

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1．財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

#### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第54期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

第55期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

#### 1．財務諸表

##### （1）【貸借対照表】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,766,270	13,492,111
有価証券	5,259,693	3,291,156
貯蔵品	1,062	5,188
立替金	30,280	15,778
前払金	25,483	38,614
前払費用	20,286	16,530
未収委託者報酬	1,891,689	2,654,090
未収運用受託報酬	86,074	117,049
未収収益	13,810	6,509
繰延税金資産	192,202	283,616
流動資産合計	18,286,853	19,920,646
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2 15,051	2 12,380
構築物（純額）	2 1,886	2 1,650
器具・備品（純額）	2 95,877	2 99,960

リース資産(純額)	2	680	2	340
有形固定資産合計		113,496		114,332
無形固定資産				
電話加入権		91		91
ソフトウェア	3	39,774	3	74,851
ソフトウェア仮勘定		-		11,885
無形固定資産合計		39,866		86,827
投資その他の資産				
投資有価証券		2,929,683		3,213,218
関係会社株式		77,100		77,100
長期差入保証金		125,515		124,152
長期繰延税金資産		8,695		63,925
前払年金費用		410,271		374,562
その他		10,632		6,632
投資その他の資産合計		3,561,898		3,859,590
固定資産合計		3,715,261		4,060,749
資産合計		22,002,115		23,981,396

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)		当事業年度 (平成26年3月31日)	
負債の部				
流動負債				
預り金		18,156		21,303
リース債務		1,206		810
未払金				
未払収益分配金		336		177
未払償還金		14,470		10,100
未払手数料	1	964,634	1	1,296,830
その他未払金		195,035		513,148
未払金合計		1,174,476		1,820,257
未払費用		402,634		548,430
未払法人税等		471,902		1,462,380
賞与引当金		299,000		362,800
役員賞与引当金		45,500		44,200
流動負債合計		2,412,875		4,260,181
固定負債				
長期リース債務		1,156		345
退職給付引当金		168,209		172,959
役員退職慰労引当金		80,416		31,708
執行役員退職慰労引当金		99,750		102,083
固定負債合計		349,532		307,096
負債合計		2,762,408		4,567,278
純資産の部				

株主資本		
資本金	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金	2,761,700	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金	10,000,000	8,900,000
繰越利益剰余金	1,559,003	2,889,165
利益剰余金合計	11,919,497	12,149,658
自己株式	72,415	72,415
株主資本合計	19,133,081	19,363,242
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	106,625	50,874
評価・換算差額等合計	106,625	50,874
純資産合計	19,239,706	19,414,117
負債純資産合計	22,002,115	23,981,396

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)		(自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		19,893,907		29,107,010
運用受託報酬		170,563		261,777
営業収益合計		20,064,471		29,368,787
営業費用				
支払手数料	1	10,580,803	1	15,428,327
広告宣伝費		213,908		336,593
公告費		1,919		2,919
調査費				
調査費		275,599		339,210
委託調査費		2,855,086		4,188,805
図書費		5,332		4,862
調査費合計		3,136,017		4,532,878
委託計算費		533,813		1,151,067
営業雑経費				
通信費		37,161		37,016
印刷費		132,025		160,606
協会費		14,855		14,992

諸会費	3,088	3,153
その他	23,541	27,521
営業雑経費合計	210,672	243,290
営業費用合計	14,677,134	21,695,077
一般管理費		
給料		
役員報酬	93,516	89,886
給料・手当	1,395,728	1,326,658
賞与	221,930	332,688
給料合計	1,711,175	1,749,233
交際費	9,782	9,349
寄付金	2,465	3,066
旅費交通費	81,050	78,321
租税公課	52,119	65,510
不動産賃借料	211,739	205,792
賞与引当金繰入	299,000	362,800
役員賞与引当金繰入	45,500	44,200
役員退職慰労引当金繰入	28,335	39,756
退職給付費用	195,268	182,850
減価償却費	88,183	63,615
諸経費	533,744	585,445
一般管理費合計	3,258,364	3,389,942
営業利益	2,128,972	4,283,768

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	(自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	157,357	143,049
有価証券利息	12,764	6,052
受取利息	22,364	14,495
時効成立分配金・償還金	3,608	4,450
雑益	26,471	20,588
営業外収益合計	222,565	188,635
営業外費用		
支払利息	222	59
時効成立後支払分配金・償還金	1,339	1,557
雑損	22	8,673
営業外費用合計	1,585	10,290
経常利益	2,349,952	4,462,113
特別利益		
貸倒引当金戻入	1,982	-

投資有価証券売却益	146,334	158,386
特別利益合計	148,316	158,386
特別損失		
固定資産除却損	2 101	2 3,210
ゴルフ会員権売却損	-	2,795
投資有価証券売却損	37,198	42,388
投資有価証券評価損	49,352	10,974
減損損失	4,291	-
特別損失合計	90,943	59,368
税引前当期純利益	2,407,325	4,561,131
法人税、住民税及び事業税	983,713	1,905,519
法人税等調整額	129,642	113,958
法人税等合計	854,070	1,791,560
当期純利益	1,553,255	2,769,571

### （３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千  
円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金	
				別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金
当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	11,118,000	1,427,158
当期変動額					
別途積立金取崩				1,118,000	1,118,000
剰余金の配当					2,539,409
当期純利益					1,553,255
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	-	1,118,000	131,845
当期末残高	4,524,300	2,761,700	360,493	10,000,000	1,559,003

	株主資本		評価・換算差額等	
	利益剰余金			

	利益 剰余金 合計	自己 株式	株主 資本 合計	その他有価証 券評価差額金	純資産合計
当期首残高	12,905,651	6,827	20,184,823	209,840	19,974,983
当期変動額					
別途積立金取崩			-		-
剰余金の配当	2,539,409		2,539,409		2,539,409
当期純利益	1,553,255		1,553,255		1,553,255
自己株式の取得		65,588	65,588		65,588
自己株式の処分			-		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				316,465	316,465
当期変動額合計	986,154	65,588	1,051,742	316,465	735,276
当期末残高	11,919,497	72,415	19,133,081	106,625	19,239,706

当事業年度（自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金	
				別途 積立金	繰越 利益 剰余金
当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	10,000,000	1,559,003
当期変動額					
別途積立金取崩				1,100,000	1,100,000
剰余金の配当					2,539,409
当期純利益					2,769,571
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の当期変 動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	-	1,100,000	1,330,161
当期末残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	2,889,165

	株主資本			評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金	自己 株式	株主 資本 合計	その他有価証 券評価差額金	
	利益 剰余金 合計				
当期首残高	11,919,497	72,415	19,133,081	106,625	19,239,706

当期変動額					
別途積立金取崩			-		-
剰余金の配当	2,539,409		2,539,409		2,539,409
当期純利益	2,769,571		2,769,571		2,769,571
自己株式の取得			-		-
自己株式の処分			-		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				55,750	55,750
当期変動額合計	230,161	-	230,161	55,750	174,410
当期末残高	12,149,658	72,415	19,363,242	50,874	19,414,117

## 重要な会計方針

### 1．有価証券の評価基準及び評価方法

#### （1）関連会社株式

総平均法による原価法

#### （2）その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

### 2．固定資産の減価償却の方法

#### （1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

構築物 20年

器具備品 2～20年

#### （2）無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

#### （3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

### 3．引当金の計上基準

#### （1）賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。

#### （2）役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。

#### （3）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

## 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

## 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれの発生の翌事業年度末から費用処理しております。

## (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

## (5) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

## 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## (1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。

## (未適用の会計基準等)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

## 概要

本会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものです。

## 適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首より適用予定です。

## 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中です。

## 注記事項

## (貸借対照表関係)

1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
未払手数料	572,094千円	760,018千円

2. 資産の金額から直接控除している減価償却累計額（減損損失累計額を含む）の額

	前事業年度	当事業年度
--	-------	-------

(平成25年3月31日)

(平成26年3月31日)

有形固定資産の減価償却累計額	578,691千円	599,157千円
----------------	-----------	-----------

## 3. 無形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
無形固定資産の減価償却累計額	238,992千円	252,073千円

(損益計算書関係)

## 1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	当事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)
支払手数料	6,343,293千円	8,738,779千円

## 2. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	当事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)
建物	-千円	3,204千円
器具・備品	101千円	5千円
計	101千円	3,210千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,823,250	-	-	1,823,250

## 2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	756	8,630	-	9,386

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式の株式数の増加8,630株は、平成24年6月18日の定時株主総会の決議に基づいて行った自己株式取得による増加であります。

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日

平成24年12月25日 臨時株主総会	普通 株式	2,539,409	1,400	平成24年11月28日	平成24年12月26日
-----------------------	----------	-----------	-------	-------------	-------------

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

### 1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

### 2．自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	9,386	-	-	9,386

### 3．配当に関する事項

#### (1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年12月19日 臨時株主総会	普通 株式	2,539,409	1,400	平成25年11月15日	平成25年12月20日

#### (リース取引関係)

ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

#### (1)リース資産の内容

有形固定資産

主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。

#### (2)リース資産の減価償却方法

重要な会計方針の「2．固定資産の減価償却の方法（3）リース資産」に記載のとおりであります。

#### (金融商品関係)

#### 1．金融商品の状況に関する事項

##### (1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金や有価証券などにより、通常取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行っております。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行っております。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に定める範囲において投資信託の取得及び処分を行っております。

##### (2)金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（預金の預入先や債券の発行体の信用リスク）の管理

預金の預入先や債券の発行体の信用リスクについては、資金管理規程に従い、格付けの高い預入先や発行体に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また経営企画部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

保有している債券、投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程に従い、経営企画部長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスクおよび為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、経営企画部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

流動性リスクの管理

資金繰りについては、経営企画部が作成した年度の資金計画を経営会議において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前事業年度（平成25年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	10,766,270	10,766,270	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	500,129	500,400	270
其他有価証券	7,490,195	7,490,195	-
(3) 未収委託者報酬	1,891,689	1,891,689	-

当事業年度（平成26年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	13,492,111	13,492,111	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	-	-	-
其他有価証券	6,305,322	6,305,322	-
(3) 未収委託者報酬	2,654,090	2,654,090	-

## （注）1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

## (1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## （注）2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	前事業年度 （平成25年3月31日）	当事業年度 （平成26年3月31日）
非上場株式	276,151	276,151

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

## （注）3．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成25年3月31日）

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
(1) 預金	10,766,163	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	500,000	-	-	-
その他有価証券	4,258,263	357,062	1,056,875	-
(3) 未収委託者報酬	1,891,689	-	-	-

当事業年度（平成26年3月31日）

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
(1) 預金	13,491,981	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	-	-	-	-
その他有価証券	3,291,156	380,080	1,261,941	269,692
(3) 未収委託者報酬	2,654,090	-	-	-

## (有価証券関係)

## 1．満期保有目的の債券

前事業年度（平成25年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
時価が貸借対照表計上額	(1) 国債・地方債等	-	-	-

を超えるもの	(2)社債	500,129	500,400	270
	(3)その他	-	-	-
	小計	500,129	500,400	270
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		500,129	500,400	270

当事業年度(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

## 2. 関連会社株式

関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円、前事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 3. その他有価証券

前事業年度(平成25年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	1,461,472	1,219,754	241,717
	小計	1,461,472	1,219,754	241,717
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	6,028,723	6,102,958	74,234
	小計	6,028,723	6,102,958	74,234
合計		7,490,195	7,322,713	167,483

(注)非上場株式(貸借対照表計上額199,051千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(平成26年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			

得原価を超えるもの	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	1,920,996	1,709,935	211,061
	小計	1,920,996	1,709,935	211,061
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	4,384,326	4,516,340	132,014
	小計	4,384,326	4,516,340	132,014
合計		6,305,322	6,226,275	79,047

（注）非上場株式（貸借対照表計上額199,051千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

#### 4．売却したその他有価証券

前事業年度（平成25年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	106,355	38,075	1,080
(2)債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	3,921,927	108,259	36,118
合計	4,028,282	146,334	37,198

当事業年度（平成26年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	-	-	-
(2)債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	1,209,919	158,386	42,388
合計	1,209,919	158,386	42,388

#### 5．減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について10,974千円（その他有価証券）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（退職給付関係）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

2．退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成25年3月31日)
(1)退職給付債務(千円)	1,281,738
(2)年金資産(千円)	1,018,974
(3)未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	262,764
(4)未認識数理計算上の差異(千円)	547,641
(5)未認識過去勤務債務(債務の減額)(千円)	42,815
(6)貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)(千円)	242,061
(7)前払年金費用(千円)	410,271
(8)退職給付引当金(6)-(7)(千円)	168,209

3．退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
(1)勤務費用(千円)(注1)	108,925
(2)利息費用(千円)	17,431
(3)期待運用収益(減算)(千円)	17,533
(4)数理計算上の差異の費用処理額(千円)	86,570
(5)過去勤務債務の費用処理額(千円)	16,055
(6)小計(1)+(2)-(3)+(4)+(5)(千円)	179,338
(7)その他(千円)(注2)	15,930
(8)退職給付費用(6)+(7)(千円)	195,268

(注) 1. 執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額(34,585千円)については

「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

2. 「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4．退職給付債務の計算基礎

	前事業年度 (平成25年3月31日)
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(2)割引率	1.5%
(3)期待運用収益率	2.0%
(4)過去勤務債務の処理年数	10年
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

## 2. 確定給付制度

（単位：千円）

### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	1,281,738
勤務費用	80,449
利息費用	19,226
数理計算上の差異の発生額	91,561
退職給付の支払額	48,235
過去勤務費用の発生額	-
退職給付債務の期末残高	1,424,739

### (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	1,018,974
期待運用収益	20,379
数理計算上の差異の発生額	70,810
事業主からの拠出額	78,919
退職給付の支払額	32,029
年金資産の期末残高	1,157,054

### (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,187,071
年金資産	1,157,054
	30,017
非積立型制度の退職給付債務	237,668
未積立退職給付債務	267,685
未認識数理計算上の差異	496,048
未認識過去勤務費用	26,759
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	201,603
退職給付引当金	172,959
前払年金費用	374,562
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	201,603

### (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用(注1)	110,782
利息費用	19,226
期待運用収益	20,379
数理計算上の差異の費用処理額	72,344
過去勤務費用の費用処理額	16,055
確定給付制度に係わる退職給付費用	165,917

(注) 1. 執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額（30,333千円）については

「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

#### (5)年金資産に関する事項

##### 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	41.3%
債券	25.6%
共同運用資産	18.3%
生命保険一般勘定	11.2%
現金及び預金	3.3%
合計	100%

##### 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

#### (6)数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.5%
長期期待運用収益率	2.0%

#### 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、16,933千円でありました。

#### (税効果会計関係)

##### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
-----------------------	-----------------------

繰延税金資産		
賞与引当金	130,944千円	145,054千円
減価償却超過額	796	1,076
退職給付引当金	95,500	98,025
役員退職慰労引当金	28,660	11,300
投資有価証券評価損	17,589	12,705
非上場株式評価損	28,430	28,430
未払事業税	42,964	103,536
その他	63,091	109,079
繰延税金資産小計	407,976	509,208
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	407,976	509,208
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	60,857	28,172
前払年金費用	146,220	133,494
繰延税金負債合計	207,078	161,666
繰延税金資産の純額	200,897	347,542

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産 - 繰延税金資産	192,202千円	283,616千円
固定資産 - 長期繰延税金資産	8,695	63,925

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	38.01%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
(調整)		
役員給与永久に損金算入されない項目	0.55	
交際費等永久に損金算入されない項目	0.36	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.51	
住民税均等割	0.16	
評価性引当額の増減	3.18	
その他	0.09	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.48	

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第十号）が平成26年3月31日に公布され平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.01%から35.64%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は19,567千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

（セグメント情報等）

#### セグメント情報

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）及び

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 関連情報

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）及び

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

##### 1．製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

##### 2．地域ごとの情報

###### （1）営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

###### （2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

##### 3．主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

#### 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

#### 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

#### 関連当事者情報

##### 1．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接77.05 間接 7.91	当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の兼任	当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い	6,343,293	未払手数料	572,094

## 当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接77.05 間接 7.74	当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の兼任	当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い	8,738,779	未払手数料	760,018

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等  
前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	みずほ証券プロパティマネジメント株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借	173,969	長期差入保証金	116,378
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払	91,562	その他未払金	8,536
							ハウジングサービス料支払	16,824	その他未払金	1,472
							メールシステムサービス料支払	36,000	その他未払金	3,150

## 当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	みずほ証券 プロパティ マネジメント 株式会社	東京都 中央区	4,110,000	不動産賃 貸業	直接 4.05	事務所の 賃借	事務所の 賃借	175,003	長期差 入保証 金	116,378
同一の親会社を持つ会社	日本証券テ クノロジー 株式会社	東京都 中央区	228,000	情報サー ビス業	なし	計算業務 の委託	計算委託 料支払	105,424	その他 未払金	8,030
							ハウジン グサービ ス料支払	16,824	その他 未払金	1,472
							メールシ ステム サービス 料支払	36,923	その他 未払金	3,230
							IT関連業 務支援	4,145	その他 未払金	1,648

(注) 1. 上記(ア)～(イ)の金額のうち、取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、未払手数料とその他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

(注) 2. 取引条件及び取引条件の決定方法等

(1) 現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。

(2) 代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。

(3) 事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。

(4) 計算委託料、ハウジングサービス料及びメールシステムサービス料の支払は、協議のうえ合理的に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### 親会社情報

みずほ証券株式会社(非上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	10,607円02銭	10,703円18銭
1株当たり当期純利益金額	854円62銭	1,526円89銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
当期純利益金額(千円)	1,553,255	2,769,571

普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	1,553,255	2,769,571
期中平均株式数（千株）	1,817	1,813

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

## 2. 中間財務諸表

## （1）中間貸借対照表

（単位：千円）

当中間会計期間	
（平成26年9月30日）	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	13,392,308
有価証券	4,503,686
貯蔵品	2,672
未収委託者報酬	2,835,160
未収運用受託報酬	84,271
繰延税金資産	258,726
その他	221,068
流動資産合計	21,297,894
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	14,060
構築物（純額）	1,547
器具・備品（純額）	88,371
リース資産（純額）	170
有形固定資産合計	104,149
無形固定資産	
ソフトウェア	82,679
ソフトウェア仮勘定	3,885
その他	91
無形固定資産合計	86,656
投資その他の資産	
投資有価証券	3,596,673
前払年金費用	421,561
その他	131,197
投資その他の資産合計	4,149,431
固定資産合計	4,340,237
資産合計	25,638,131

(単位：千円)

## 当中間会計期間

(平成26年9月30日)

## 負債の部

## 流動負債

リース債務 754

## 未払金

未払収益分配金 175

未払償還金 8,852

未払手数料 1,372,909

その他未払金 279,650

未払金合計 1,661,587

未払法人税等 966,772

未払消費税等 2 349,104

賞与引当金 382,000

役員賞与引当金 33,000

その他 671,869

流動負債合計 4,065,087

## 固定負債

退職給付引当金 146,778

役員退職慰労引当金 32,166

執行役員退職慰労引当金 50,916

繰延税金負債 32,867

固定負債合計 262,728

## 負債合計

4,327,816

## 純資産の部

## 株主資本

資本金 4,524,300

## 資本剰余金

資本準備金 2,761,700

資本剰余金合計 2,761,700

## 利益剰余金

利益準備金 360,493

## その他利益剰余金

別途積立金 8,900,000

繰越利益剰余金 4,658,210

利益剰余金合計 13,918,704

自己株式 72,415

株主資本合計 21,132,288

## 評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金 178,027

評価・換算差額等合計 178,027

## 純資産合計

21,310,315

## 負債純資産合計

25,638,131

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

## 当中間会計期間

（自 平成26年4月 1日

至 平成26年9月30日）

営業収益		
委託者報酬		16,867,457
運用受託報酬		113,806
営業収益合計		16,981,264
営業費用及び一般管理費	1	14,312,421
営業利益		2,668,842
営業外収益		
受取配当金		82,555
有価証券利息		1,807
受取利息		5,629
時効成立分配金・償還金		1,275
その他		2,831
営業外収益合計		94,099
営業外費用		
支払利息		16
時効成立後支払分配金・償還金		3,071
その他		2,321
営業外費用合計		5,410
経常利益		2,757,531
特別利益		
投資有価証券売却益		34,225
特別利益合計		34,225
特別損失		
固定資産除却損		1,398
投資有価証券評価損		58,680
その他		22,227
特別損失合計		82,306
税引前中間純利益		2,709,450
法人税、住民税及び事業税		961,036
法人税等調整額		25,644
法人税等合計		986,680
中間純利益		1,722,769

## （ 3 ） 中 間 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

当中間会計期間（自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本剰余金	利益剰余金	
		その他利益剰余金	

	資本金	資本準備金	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	2,889,165
会計方針の変更による累積的影響額					46,276
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	2,935,441
当中間期変動額					
剰余金の配当					
中間純利益					1,722,769
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	-	-	1,722,769
当中間期末残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	4,658,210

	株主資本			評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
	利益剰余金合計				
当期首残高	12,149,658	72,415	19,363,242	50,874	19,414,117
会計方針の変更による累積的影響額	46,276		46,276		46,276
会計方針の変更を反映した当期首残高	12,195,935	72,415	19,409,519	50,874	19,460,393
当中間期変動額					
剰余金の配当	-		-		-
中間純利益	1,722,769		1,722,769		1,722,769
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				127,152	127,152
当中間期変動額合計	1,722,769	-	1,722,769	127,152	1,849,921
当中間期末残高	13,918,704	72,415	21,132,288	178,027	21,310,315

## 注記事項

### （重要な会計方針）

#### 1．資産の評価基準及び評価方法

##### （1）有価証券

関連会社株式

総平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

当中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

#### 2．固定資産の減価償却の方法

##### （1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。但し、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～18年
構築物	20年
器具備品	2～20年

## (2) 無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

## (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

## 3. 引当金の計上基準

### (1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間末日対応分を計上しております。

### (2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間末日対応分を計上しております。

### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末日において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

### (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末日要支給額を計上しております。

### (5) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末日要支給額を計上しております。

## 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処

理しております。

（会計方針の変更）

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当中間会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の算定方法を退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法に変更しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当中間会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当中間会計期間の期首の前払年金費用が69,164千円増加、退職給付引当金が2,738千円減少し、利益剰余金が46,276千円増加しております。なお、当中間会計期間の損益に与える影響は軽微であります。

（中間貸借対照表関係）

1．資産の金額から直接控除している減価償却累計額（減損損失累計額を含む）の額

	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	555,450千円

2．消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

1．減価償却実施額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
有形固定資産	20,991千円
無形固定資産	11,590千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

2．自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
-------	---------	----	----	----------

普通株式（株）	9,386	-	-	9,386
---------	-------	---	---	-------

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

#### (2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

#### (リース取引関係)

当中間会計期間（平成26年9月30日）

ファイナンス・リース取引

（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

##### 1. リース資産の内容

有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。

##### 2. リース資産の減価償却方法

重要な会計方針の「2. 固定資産の減価償却の方法(3)リース資産」に記載のとおりであります。

#### (金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません（（注）2. 参照）。

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	13,392,308	13,392,308	-
(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	7,824,207	7,824,207	-
(3) 未収委託者報酬	2,835,160	2,835,160	-
(4) 未払手数料	1,372,909	1,372,909	-

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

##### (1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (4) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	276,151

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

当中間会計期間(平成26年9月30日)

1. 関連会社株式

関連会社株式(中間貸借対照表計上額 77,100千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	2,859,109	2,501,935	357,173
	小計	2,859,109	2,501,935	357,173
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	4,965,098	5,045,660	80,561
	小計	4,965,098	5,045,660	80,561
合計		7,824,207	7,547,595	276,611

(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額199,051千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「其他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

## 1．製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

## 2．地域ごとの情報

## (1) 営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、中間貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

## 3．主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

## 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	11,748円57銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	21,310,315
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	21,310,315
普通株式の発行済株式数(株)	1,823,250
普通株式の自己株式数(株)	9,386
1株当たり純資産の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(株)	1,813,864

項目	当中間会計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
(2) 1株当たり中間純利益金額	949円77銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	1,722,769

普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	1,722,769
普通株式の期中平均株式数(株)	1,813,864

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載しておりません。

#### (重要な後発事象)

当社は、将来の事業展開や市況変動に備えるために適正な内部留保を維持しつつ、利益配分については株主の皆様へ安定的かつ可能な範囲で高水準の配当を実施していくことを基本的な考え方としており、平成26年11月18日開催の取締役会において、平成26年12月24日開催を予定している臨時株主総会に、次のとおり剰余金の処分を付議することを決議いたしました。

#### 株主配当に関する決議事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	2,539,409千円
1株当たり配当額	1,400円
基準日	平成26年11月26日
効力発生日	平成26年12月25日

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。 )または子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 )と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

a . 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b . 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

なお、「委託会社等の経理状況 中間財務諸表」の注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、平成26年12月24日付の臨時株主総会で期中配当を行うことを決議しました。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 三菱UFJ信託銀行株式会社（「受託者」）

a . 資本金の額

平成26年9月末現在、324,279百万円

b . 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表

（資本金の額は平成26年9月末現在）

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
農林中央金庫 <sup>(注)</sup>	3,425,909	全国の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余裕資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。

なお、農林中央金庫と募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結している取次登録金融機関において、販売会社として募集・販売の取り扱い等の業務（下記「2 関係業務の概要」参照）の全部または一部を行います。

（注）農林中央金庫は、原則として、販売会社としての業務は行っておりません。

2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

- (1) 委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2) 投資信託財産の計算
- (3) その他上記業務に付随する一切の業務

「販売会社」は以下の業務を行います。

- (1) 募集・販売の取り扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- (4) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (5) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (6) 受益者に対する運用報告書の交付

- (7) 所得税および地方税の源泉徴収
- (8) その他上記業務に付随する一切の業務

### 3【資本関係】

関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が1.0%以上のものはありません。

#### <再信託受託会社の概要>

- 名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- 業務の概要 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- 再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託事務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

### 第3【参考情報】

ファンドについては、当特定期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成26年 7月10日	臨時報告書
平成26年 9月25日	有価証券届出書の訂正届出書
平成26年 9月25日	有価証券報告書
平成26年10月10日	臨時報告書

## 独立監査人の監査報告書

平成26年6月20日

新光投信株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中 俊之  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成27年2月3日

新光投信株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 志保
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている高格付短期豪ドル債ファンドの平成26年6月26日から平成26年12月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高格付短期豪ドル債ファンドの平成26年12月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ( ) 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成26年12月17日

新光投信株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第55期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新光投信株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年11月18日開催の取締役会において、平成26年12月24日開催予定の臨時株主総会に、剰余金の処分を付議することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。